

参議院社会労働委員会会議録第二十七号

昭和三十三年四月二十一日(月曜日)午
前十一時七分開会

委員の異動

四月十九日委員田中一君辞任につき、
その補欠として木下友敬君を議長にお
いて指名した。

本日委員西田信一君、西岡ハル君及び
横山フタ君辞任につき、その補欠とし
て塩見俊二君、植竹春彦君及び井上清
一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 阿具根 登君

理事 勝俣 稔君

木島 虎藏君

山下 義信君

委員

有馬 英二君

井上 清一君

齋藤 昇君

塩見 俊二君

谷口弥三郎君

寺本 廣作君

片岡 文重君

藤田藤太郎君

松澤 靖介君

山本 經勝君

田村 文吉君

国務大臣

労働大臣 石田 博英君

政府委員 労働政務次官 二階堂 進君

労働大臣官房長 鎌谷 直藏君

労働省労働局長 龜井 光君

基幹局長 堀 秀夫君

労働省職業 安定期局長 百田 正弘君

事務局長 常任委員 増本 甲吉君

専門員 労働省労働基準 加藤 光徳君

局労働衛生課長 参考人 明治大学教授 松岡 三郎君

参考人 国立国会 金森徳次郎君

労働経済評論家 岡 十男君

読売新聞 論説委員 樋口 弘其君

慶応義塾 藤林 敬三君

大学教授 野村 平爾君

早稲田大学教授 野村 平爾君

本日国会に付した案件

○日本労働協会法案(内閣提出、衆議

院送付)

○けい肺及び外傷性せき喘障害に關す

る特別保護法の一部を改正する法律

案(大矢正君外六名発議)

○労働基準法等の一部を改正する法律

案(藤田藤太郎君外六名発議)

○職業訓練法案(内閣提出、衆議院送

付)

○委員長(阿具根登君) ただいまより

社会労働委員会を開きます。

委員の異動を報告いたします。

四月十九日付をもって田中一君が辞

任され、その補欠として木下友敬君が

選任されました。

○委員長(阿具根登君) 日本労働協会

法案を議題といたします。

本日は、本案審査上の参考にする

ため、参考人の御出席をお願い、御意見

を拝聴することになっております。

参考人の各位には、お忙しいところ

御出席下さいまして、まことにありが

とうございまして、当委員会において

は、日本労働協会法案の審査中でござ

いですが、その参考にするため、各

位の御出席をお願いして、御意見を拝

聴いたすことになりました。法案の内

容等につきましては、お手元に御送付

申し上げておきました通りでございます

が、時間の関係もございしますので、

重点的に御意見の発表をお願いいたし

まして、次に、各委員の質疑にお答え

願いたいと存じます。なお、御発表の

時間は、お一人十五分以内でお願いい

たします。御了承をお願いいたします。

次に、委員各位にお諮りいたしま

す。議事進行の都合上、参考人全部の

意見発表が済んでから質疑を願うとい

うことにいたしますが、御

異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと

存じます。なお、野村参考人及び藤林

参考人の方々は、御都合により午後零

時ごろ御出席の予定でございます。御

報告申し上げておきます。

○国務大臣(石田博英君) 参考人の皆

さんにちよつとごあいさつ申し上げま

す。

本日は、御多用のところ、まげて

御出席をいただきまして、まことに御

苦勞様存じます。どうか忌憚のない

御意見をお聞かせ願ひまして、審議の

参考に供したいと存じます。

私も、本来拝聴いたさなければなら

ないところでございますが、他院の審

議の關係がございまして、これで失

礼いたしますが、役所の關係責任者

を出席させておきますから、その方か

ら御意見の由を承りまして、十分参

考にいたしたいと存じます。

簡単にございまして、ちよつとお礼

のごあいさつを申し上げます。

○委員長(阿具根登君) それでは、参

考人各位から順次御意見の発表を願

います。

まず、明治大学教授松岡三郎君にお

願ひいたします。

○参考人(松岡三郎君) 私、松岡で

す。わすか十五分でありまして、簡

単に私の見解を述べさせていただきます

す。

結論から言いますと、この法案の性

格が、調査機関であると同時に、教育

機関である。まあ教育といっても、広

い意味の教育機関であります。しか

も、その機関は、政府の代表者であり

ます労働大臣が事業並びに人事につ

いてます。ですから、結論的に言いま

す、政府の支那下にあります調査

機関であると同時に、教育機関である

というところがこの法案のねらっている

趣旨だと思ふのです。

これに對して私の見解を申し上げま

す。まず第一にせいせい調査機関に

と定めるべき考えで、教育機関たる性

格はなくすべきであるというように思

います。

それから第二に、調査機関である

としても、政府との強い権力支配關係

というものは削除すべきだというよう

に考えるわけです。ただ、この趣旨に

對して賛成か反対かと言われるなら、

条件的に賛成だというように言ってい

るのであります。おそろくこの法案の

立案者が、そうでなく、これは教育機

関でなくてはならぬ、それから、もう

権力支配關係のもとに置いておかな

くはならぬということでありまして、

私は、全面的に反対だというよう

に受け取られてもけっこうだと思

います。

それでは、なぜ広い意味の教育をな

すべきではないかということにつ

いて、私の見解を述べたいと思

います。元來、日本で労働問題に對

して教育宣伝に乗り出したのは、終戦

後、占領下の時代であります。理論

的に言いますと、労働問題の解決は労

働者の自主的な解決、これが出発点

であります。ですから、教育宣伝に

乗出したのは、やはり日本が新しい民

主的なお立ちというものの地盤を作

るためにこういうような措置をとった

のです。よくいわれておりますように、

もう戦後ではないといわれるなら、そ

ういふことは、なほいわれてお

りますように、

もう戦後ではないといわれるなら、そ

ういふことは、なほいわれてお

りますように、

もう戦後ではないといわれるなら、そ

ういふことは、なほいわれてお

りますように、

もう戦後ではないといわれるなら、そ

ういふことは、なほいわれてお

りますように、

もう戦後ではないといわれるなら、そ

ういふことは、なほいわれてお

りますように、

もう戦後ではないといわれるなら、そ

ういふことは、なほいわれてお

の占領時代に作られてやられておりま
した教育宣伝は、もうやるべきではな
いというふうに思ふのです。現在世界
の文明国の状態を見ますと、たとえ
ば、カナダでもアメリカでもフランス
でもイギリスでも、大ざっぱな見方か
らいいますと、ほとんどこういった教
育宣伝をやっていない。あるいは、
やっていますと言いますと、ここで
はあるぞというふうにあげ足をとられ
るかもしれませんが、あつても、それ
は非常に影の薄いものであります。こ
う言いますと、いや、それは、それら
の国の労働組合も使用者もおとなん
だ、日本は子供なんだというふうな反
駁論があるかもしれない。私、この
点について、日本の組合、使用者とい
うものは子供であつて、よその国がお
となだというふうな大ざっぱな見解に
は必ずしも賛成はいたしません、あ
るいはそういう表現が説得力があると
しますと、この点について私はさらに
言いたいのです。そういう国々でも、
初めからおとなになつたわけではなく
て、子供の時代もあつたわけであつ
て、子供の時代に教育宣伝をやつた
かといふと、そういうふうなことは
やりませんで、一口にいいますと、
労働組合教育は労働組合にまかせ
る、使用者の方の教育は使用者の自覚
にまかせるといふことであります。な
ぜそういうことをやらなかつたかとい
いますと、そういうことをやってもむ
だだからです。

労働問題を解決するには、よくこれ
はどの本にも書いてあることでありま
すが、そのトラブルの起る原因をなく
することが、起る根を絶つことが一番
大事なのです。その根を絶つことをし

ないで、その現象だけを追つて、それ
がいいとか悪いとかというふうなこと
を言つても、私は、物事の本質的な解
明にはならないのです。おそらく今の
政府の方々がこの案を思い立たれたの
は、昨年の春闘で、一般にいわれる法
律違反のストライキとか、そういった
ような、あるいはスケジュール闘争と
か、あるいはちよつと一見よその国か
ら見るとおかしいようなストライキを
問題にしておるので、これを何とかし
て教育の力でせよ解決しようというふ
うに思われるのでしようが、私は、こ
ういうことを解決するのは、教育の力
ではなくて、そういうことをなくする
には、根をやはり絶ち切ることが大切
だというふうに思ふのです。

たとえば、イギリスの労働組合が子
供であつた時代、一八六〇年時代のこ
とです。これは、労使関係が荒れに荒
れて、あちらこちらで暴力事件が頻発
いたしました。これを何とかしなくて
はならないというところは、やはり政治
家としての任務だろつと思ひます。そ
うして国会では、一八七六年の暴力を
調査するための委員会、あちらでは王
室委員会、ロイヤル・コミッションと
いってありますが、それを作つて、暴
力の調査を始めたのです。そういったし
ますと、暴力が起る原因は何であるか
といふと、結局は、同結や団体行
動に対してプレキを押えているため
だといふことを委員会の諸公が発見い
ましたのです。そこでこれは、暴力を
なくするには、やはり同結や団体行動
を抑えている法律をなくさなければ
ならないといふことに気づきまして、
イギリスの最初の、一八七一年の労働
組合法が作られたのです。このように

考えますと、子供であつた時代のイギ
リスの労働組合、労使関係に対して
は、教育ではなくて、そういう暴力を
なくするため、その原因を追及し、そ
の根を絶つたからです。日本の場合に
こういうことを当てはめてみますと、
昨年超つた法律違反の問題があります
が、非常に、おそらく政府の方々は、
乱暴だと言われますが、世界の常識的
な見地から照らしますと、やはり法律
違反のストライキが起つた、これはけ
しからぬといふことになれば、その法
律をなくすればいいじゃないか、なく
すれば、法律違反という状態は起ら
ないのです。これは、乱暴だと思わ
れるかもしれませんが、こういうこと
が世界の常識だと思ふのです。たとえ
ば、戦後、イギリスで一九二七年法が
なくなりまして、それから、イギリス
の最後のストライキの禁止法だといわ
れております一九四〇年法がなくなつ
たのです。この状態をずっと調べてみ
ますと、一九四〇年法の法律の違反が
あちらこちらにどうしても起つてい
る。これを何とかしなければならぬ
といふことを考へておりましたが、遂
に一九五一年にその四〇年法がなくな
つたわけなんです。このときに、イギ
リスの労働雑誌を初めとして、これは、
日本の労働省の一九五三年の月刊労働
の九月号でも報告されておりますが、
これでイギリスの違法のストライキが
なくなつたといふ報告をされていま
す。つまり、違法のストライキをなく
するには教育ではない、その法律をな
くすれば簡単だ、これが世界の常識だ
と思ふのでありますが、しかし、今の
政府は、そこまでは行かないのです。
そこまでやれるなら非常に簡単だと思

われるでしょうが、私は、もう世界の
常識に従つて、そこまでやつていいと
思ふのでありますが、日本の場合に
は、考へてみますと、そこまでやら
なくても、やれることもたくさんあつた
のです。たとえば、昨年春闘が荒れた
ときに、おそらくこの春闘がいろいろ
な教育の問題の基礎になつていと思
われるので申し上げますが、春闘が起
りまして、この春闘を解決したもの
は何かというと、今石田さんがおられ
ませんが、石田さんが仲裁裁定とい
うものの実施といふことをされたわけ
です。この点では、今年の全通を初めと
する実力闘争の場合も同じです。春闘
を解決したものは仲裁裁定の実施で
す。といひますのは、おそらく政府
は、教育啓蒙のために、昨年公労法に
関する統一解釈をやらまして、そう
いうことを出されてもことしの全通は
平気で職場闘争、実力闘争をやつたの
です。それからさらに、ことしは、全
通に対して郵便法でもって警察力を発
動しました。それにもかかわらず、全
通は実力闘争をやりました。ところが
が、ことし全通がその実力闘争をやめ
たのは、仲裁裁定を実施するといふこ
とを言つたからです。これは、スト
ライキ権の裏づけになつてい仲裁裁定
といふことをやらなければ、当然公労
関係の職員は救われぬといふ状態な
んです。そうだとしますと、この場合
は、教育啓蒙といふことは何の意味も
なさぬ。まあ警察力も、大きな警察
力を発動すれば少しは役に立つてあり
ましようが、その根を断ち切ることが
一番大事だと私は思ひますので、この
教育啓蒙といふものはあまり意味をな
さないだけではなくて、あとから時間

があれば申し上げたい点があります
が、非常に邪道、いろいろなトラブ
ル、弊害を起す根源になると思ひま
す。私は、この法案を提案されたの
は、教育行政の一環でありますから、
教育行政としての提案を説明されたこ
とについて、私、意見を述べたのであ
ります。ところで、そう考へてみます
と、私、この目的についての政府の説
明を見ますと、どうしてこの法案を出
されたかと申しますと、一部には、労
働組合運動を頭から否定してかかる使
用者もあるんだ、その反面労働組合側
の行き過ぎもあるんだ、さらに、国民
一般の労働問題に対する理解の足りない
面があるのだというふうな考え、悪
いのは組合と使用者と国民一般だとい
うことでありますが、私から言わせる
と、一番悪そうなのは政府ではない
か。だから、一番教育に値するのは政
府であつて、使用者、労働組合、国民
をしっかりと、何とかしろというの
は一つの問題なので、政府教育機関だ
といふようなことならまだ話がわかる
のでありますが、しかし、実はそうい
うことがこの大きな任務になるのです
が、そういうことができないようにこ
の協会はなつていふのです。まあこの
労働教育行政という点については、そ
れだけにいたします。

その次に、今度、バトンを渡された
とに協会がやられるところの教育一般
について、簡単に申し上げてみたいと
思ひますが、この協会がなす行為とい
うものは、教育行政ではなくして、教
育そのものの事です。で、教育そのもの
の場合にはやはり一番大事なのは、何とし
ても自主性です。教育行政なら、これ
が権力の支配に入るとは考えられま

が、非常に邪道、いろいろなトラブ
ル、弊害を起す根源になると思ひま
す。私は、この法案を提案されたの
は、教育行政の一環でありますから、
教育行政としての提案を説明されたこ
とについて、私、意見を述べたのであ
ります。ところで、そう考へてみます
と、私、この目的についての政府の説
明を見ますと、どうしてこの法案を出
されたかと申しますと、一部には、労
働組合運動を頭から否定してかかる使
用者もあるんだ、その反面労働組合側
の行き過ぎもあるんだ、さらに、国民
一般の労働問題に対する理解の足りない
面があるのだというふうな考え、悪
いのは組合と使用者と国民一般だとい
うことでありますが、私から言わせる
と、一番悪そうなのは政府ではない
か。だから、一番教育に値するのは政
府であつて、使用者、労働組合、国民
をしっかりと、何とかしろというの
は一つの問題なので、政府教育機関だ
といふようなことならまだ話がわかる
のでありますが、しかし、実はそうい
うことがこの大きな任務になるのです
が、そういうことができないようにこ
の協会はなつていふのです。まあこの
労働教育行政という点については、そ
れだけにいたします。

すが、権力の支配下に入る教育というものは考えられない。これはまあ、ど

きつていふ、憲法とか教育法とか、その他一々一般的な常識というものをこ

こで持ち出すまでもないと思うのであ

りますが、ところで、この教育の自主

性というものを担保する法的保障とい

うもの、この保障があるかといいま

すが、この条文をずっとにらんでみ

て、全くないのです。で、一つたと

えば自主性で一番大事なのは、どうい

う事業をやるかということの自由、そ

れからもう一つ大切なのは人事面です

という事業をやるかということにつ

いては、これは二十七条でしたか、毎

年毎年事業計画を作成し、この事業計

画についても、非常にこまかいことに

ついてまで労働大臣が認可しますが、

だれだれがどこで講演するか、それ

から、だれだれがどういふ論文を書く

とか、実はそういうことはやらないだ

ろう、腹の大きな労働大臣であります

から、全部部下にまかせることになる

のでございしますが、しかし、法律的に

は、そこまで介入しても何ら不思議は

ない。しかも、この結果、どういふよ

うに重要な事業が行われたというよう

に――変ではないのですが、労働大臣

から見ると、これは変だと思われる時

には、それに対して干渉ができるとい

うのが三十五条の三項です。三項は、

「協会の業務の運営の自主性に不当に

干渉するものであつてはならない」と

書いてありますが、逆に言うと、正当

な干渉は許されるということですが、

から、不当な干渉はいけない、正当な

干渉は許される。正当であつても、と

にかく干渉が許されるということは、

いうことになるのです。

それから、人事について申し上げま

すならば、これは、もうおそろくほか

のところでも議論されたのだと思いま

すが、会長、監事、理事、評議員とい

うものは、十三条一項と二十三条で、

それと完全に労働大臣の腹一つとい

うことになっているのです。

こういうように、事業とそれから人

事面で、教育の自主性を担保するに一

番大切な事業の自主性、人事の自主性

の保障がないということが、これが

私、法律家としては一番心配なので

す。そうでありまして、これは、今

のイギリスや、ヨーロッパのどこでも

同じであります。労働運動が荒れた

背後には、あるいはまた、非常に大き

なストライキが起つて、国民に迷惑を

かけた背後には、これは、政府の非常

にまずい行政があるわけです。その行

政を洗つて、これを教育宣伝するとい

うことは不可能でござい。このスト

ライキは政府の責任で起きたんだとい

うようなことを教育宣伝するというこ

は、この協会ではやれないことにな

る。そうだとすると、この点につい

て、イギリスなんかのたとえ一九五

二年のベトロリニムのストライキが

起きたときに、まさに地下鉄がとま

り止まったときに、チャーチル首相は

ジョオの前に立つて、そうして軍隊から

石油を借りて、地下鉄をとめることを

防いだことがあります。これなんか

日本でもやりますと、大きなストライ

キが起つたというときは、これは組合

が起つたというときは、これは組合は

けしからん、組合の首を切れ、使用者

も八百長がありと、その使用者の責任

を一々何する、一番いいのは政府だ

ということになっているんですが、こ

れ

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

んだん良識ができてくれば、力と良識のうまいかけ合いができるもんだと、こう思っております。そうすると、私の小さな所見、それは、今急にこしらえた所見ではございませんが、いろいろな手段がこの解決には必要であるけれども、しかし、その重要な一つは、人間を賢くするということであらうと、それがためには、つまり各人の良識をしっかりとさしていくということでございますが、しかし、この労働問題というのは、日本国民の良識の中にはあまり深い根をおろしておりません。だから、そのままにほうっておいたら、この總角度に出てきた新しい問題を、多くの人が知ることができないわけでございます。でございますから、だから、その良識を養うに便利な施設を作るべきものであるということとはつとに考えておりました。若干の所見も、ある機会に述べたこともございますが、そこで、今日のこの問題でございます労働協会というものが、労働争議に關します、あるいは労働問題全般に關します良識を高めていくところの公正なる手段であるということであれば、まあいわば長期計画である、すぐの役には立たないかもしれないけれども、こういうものがなくてはならぬのじゃないかと、ひそかに思っております。でございます。でございますから、全体の傾向としては、私は決して反対ではございません。むしろこれなくんば、しばしば起ってくる労働争議等も、いわば腹だめによって、そのときの風向きによって解決するよりはか道がないという危険があると、こう信じております。そこで、この具体的に現われました

労働協会法の中味は、果していいものであるかどうか、この点につきまして、私は、こまかいところまで判断をする能力はございませんけれども、一、二、問題の所在を感じます。というのは、先ほどもお話ございましたが、一体労働協会というものは何をするのであるかというときに、これを定めております法案の第一条は、大体において賛成だと思っております。けれども、この裏づけをなしますような具体的なことをきめております第二十五条のいろいろの項目を告げるところへ行きますと、多少と前うしろとの食い違いがあるのじゃないかと、いわば、衣の下によろいの袖が見えるというような危険性が言ええばあり得るような気がするわけでございます。しかし、これは、しいて言うからそうであつて、もしも非常に善人——善人と申しますか、お人よしの立場においてこれを見いきますれば、ある程度の説明がつかないことはございません。そのうちでも、先ほどからこの機関は労働に關する教育機関であるというふうな意味が言われておりまして、私が、教育機関ということの意味がよく存じませんので、果してこの法律がそれを目的としているかどうかというところについて深く研究をしておりますが、どうもこの全体に、そんなに教育というのをふれ出しておるようではございませんので、いわば第二次的な意味において、せつかく研究したものがマスコミュニケーションでパブリックに流れていくということをや想して、「出版及び放送を行うこと」「講座を開設すること」まあこういうふうな文字となつて現われておるかと思

います。ところが問題でございまして、もしも積極的に、ある意図を持って、ある方向を心に抱きつつ、出版、放送及び講座を開設するところに行けば、それはいいかもしれない。その中味の問題によつていいかもしれないけれども、手放しにこれをいいということではできないのでございまして、そういう問題を調節する何らかの考慮が必要でなからうかと思つております。それから、「研究及び資料の整備を行うこと」というのは、これは、大体においてよき事柄だと思つて、このうのは、何のために研究及び資料の整備を行うかといへば、使う人が自主的に選択するというところでございまして、人を強制するということではない、薄いのでございまして。われわれは、いろいろなことを研究したのであります。日本は、労働の問題を考へまするときには、労働の実情に關する知識を持たなければなりませんけれども、急にこれを求めようとしても、普通人ではどういふ得られませんか、まあ一、二の年鑑の類もございまして、これ、これは、甲のところで作つた年鑑と乙のところで、たとえば、大原研究所で作つた年鑑というものを比べてみますと、やはり長所、短所、取捨しなければならぬのであり、直ちにどちらを特に信ずるというわけにもいきませんので、一口に言へば、われわれは、客観的に信頼し得るに足る研究、それから、その研究の基礎になる資料というものは、どこにも容易には得られぬということになります。もちろん、労働を担任しておられる官庁にそういう資料があるかもしれませんが、

おそらくある程度はございまいしょうけれども、しかし、これはいわば官製の資料、悪い言葉ではございしますが、客観的なものとびつたり裏表になつてゐるというだけの信頼感を持てません。で、何か大きなかけによつて研究及び資料の整備をはかつて、今後労働問題を論議する者が、腰だめによつて論議したり相争つたりするのではなくて、常に確実なるファクトによるべきものであるという道が開かれるということは、一番好ましいことと思つておられます。だから、私の一番欲するの、資料を整備するということに第一の重点を置いています。研究というものは、それをもとにして研究をするのであり、従つて、研究する人の主観が相当加わつてくる危険性もあるものでありまして、しかし、主観というものを無視するわけにもいきませんので、まあそのやり方が問題になりましようが、とにかく資料第一、研究第二と、こういうふうであるならば、非常に好ましい機関であるということになりましよう。

それから、「出版及び放送を行うこと」と及び「講座を開設すること」ということは、これは、言葉だけでは問題の解決にはなりません、これは形をとらえておりますから、もし、そのことに世間でよく非難をいたしますように、一つの目的を續え付ける、方便的に人の思想に考えの種を入れることであり、インセンシを養つて豚にするように、そういう人間の考えを改造するよきな意味を持つておるということになればならぬと思ひます。で、こういうことは、まあなるべく何かの安全弁を作らなければならぬと思ひます。それから、「労働組合及び使用者団体等の行う労働教育活動に對して援助を行うこと」、これは、ある程度の注意を施して行へば、弊害がなく、実益のあることだと思つております。以上、申しました部分について、一つの結論を出しますと、この協会がいわば無色透明と申しますか、四方八方に對して公平であつて、しかも、實質的に適切にものを進めていく、こういうものでございするならば、非常にいいことと思つておられます。ただ、これを全然無色にして、全く精神活動を含まないような、単に資料だけを集めるといふことになりますると、これは實際役に立たぬものになるかもしれないのです。よく世間で、いわばこれは官庁的な設備である、官庁的な設備に入つておるものはすべて官制的である、すべて官制的なるものは、政府の原意をうかがつて、研究であれ資料の整備であれ、それは的確ではない、まあこういうふうな議論をいたします。公式論の一部としては、もちろん是認できますけれども、私、ひそかに思ひますのに、こういう考え方が正しくないのであらうという気がいたします。國の手足となるもの、國の役人となるものというものは、そんなに簡単に人の原意をうかがうものではございませんのです。今日、人事制度は相當確実になつてきておる。それからまた、身分の保障もある程度までできておる。のみならず、こういう調査あるいは事務的団体に入る人は、その人一人が一人ずつに、必ず何らか學問的な良心を持つておるの

ということに関する希望を持つておるに相違ございません。裁判官が、国から月給をもらつても、必ずしも不正なる裁判をしないと同じように、こういう研究機関というものは、いくらかい目で見ますれば、職務上の独立意識が強く、仕事はするけれども、一方的な奉仕はしないという魂が漸次育成せられてきておるので、昔多少の弊害があつたかもしれぬ、それが先入主となりまして、どんな機関をこしらえても、すべて言いなりになる人ばかりだ、こう思うことは、まあ私の希望意見かもしれませんが、賛成しないのであります。この判断を適切に改善しない限りは、今後よき国家的な公正な研究機関、調査機関というものは生まれる道がふさがつてしまふわけだらうかと思つております。で、これはやつてみて、よくこれを導くようにすれば、そんなにあらかじめ悪魔を祈り出して心配するといふ必要はないのじやないかといふ気がしております。

そこで次に、人間構成の問題でございます。労働大臣が任命するか、それともどこかの推薦によるかといふ問題でございますが、これは、実際むづかしいわけでありまして、だれがやつたつて、そんなにうまい道はございませぬ。甲の道をとれば乙の弊害があり、乙の道をとれば甲の弊害がある。それは、まあ大きな目で調節していくよりほかにしようがございませぬです。

第一の、会長を労働大臣が任命する。これはまあ、国の行政機構の公式的形式であるといふのでございませう。その道をはずして、ほかになかなかいい方法は考えられませぬので、やれば有効ではないといふ心配もござ

いますので、まあこういう道を公式的なふうに考へて、しばらくこれを是認して、もしもこれに不正なるやり方、不十分なるやり方があれば、他の方法でこれを規制するといふことが実際のではなからうかといふ気がいたします。

それから次に、かような機関を国家機関そのものとするか、それとも一種の法人として、国家の直接の機能の外に置くかといふことは、これは私は、大した議論ではないと思ひます。国家がやつたつて、国家が責任を負う。国家がまたかような特殊法人にやらしたからといって、国家がその責任を免れることはできませんので、もしも職務上の独立といふことを尊重していくならば、それが直接の公務員であらうと、間接の準公務員であらうと、やることに間違ひはないといふ気がいたします。そういうところをあまり懸念をいたしませんと、国家のよき制度は生まれる道がふさがつてしまふ。まあこれをよき制度と思ひますならば、そういう気がいたします。

そこで次に、会長のほかに理事数人といふようなところに、いろいろ監督規定がございまして、これは、はなはだうるさい規定である。私も、行政の制度を考へてみますときに、かような監督の規定といふものは大体有名無実に近いものであり、煩瑣であり、従つて、途中を経由する機関が発言権が強く、いろいろなことになるというのを懸念しておりますけれども、これとても人間世界の制度でございまして、どこかの冒険は必要になつてくるのでありまして、理事を会長が任命するといふようなことは、

実際はそんなに弊害は起らないのではなからうかといふ気がいたします。それは、近ごろのこういう公務員の制度が、公務員にとつて相当独立性ができておりまして、能力の是非といふことの判断は、事によると狂うかもしれない。しかし、その人が公正に行うかどうかといふところの判断は、これは、全体の公務員制度といふものが保障されておりますから、そう懸念する必要はない。ただ、具体的に不適当なる人があつたときには、これをどうするか。これは、むしろ今日としては政治の問題でありまして、公正な社会における政治力といふものが批判をして、そうしてある程度の方向に追い込んでいくといふことは、これはいいことであつて、どうも現実の問題は、公式だけでは解き切れないといふ気がいたします。

評議員会といふものがございまして、どうもこれはどういふものなのか、私もよく存じませんが、何となくこの規定を見ておきますと、この評議員会は、普通の公法人の評議員会とは少しく違ふように見えるのでありまして、普通の評議員会といふものは、何か奥に隠れておつて団体のかじをとつていく、理事のほう一つ奥にあるような、そういう傾向がございするが、この評議員会は、ちよつと中を読んだまゝみると、諮問機関であつて、確定不動な権力を持っておりますので、ただ諮問機関として意見を述べ、そしてそれが外に現れてくるに從つて外部から批判を受ける、この批判によつてこのものが動いていくといふ性質を持っておりますが、この評議員会といふものは、ある程度勇敢に

各方面の意見を包容していくわけでございます。まして、もしも労働問題が社会のいろいろな面に響いていく、その各方面の経験者の意見を反映させる必要があるならば、この評議員のところ——三者構成といふようなふうにはいかぬかもしれませぬが、とにかく各方面の識見者を網羅する、それが矛盾しても、これは仕方がない、またそれが、やがてある人から見ても行き過ぎるようなことがあつてもしようがないといふぐらゐの雅量を持ちまして、これをうまく取り入れ、その考えによつてこの協会が始終新しき生命を持つていく、こういう構想は予想しておられるのかもしませんが、そういう構想は、この法律のもとに不可能ではないので、そこをほんとうに考へていけば、破綻のないものが生まれてくるのではないかといふ気がいたします。

私、あまり長く申しまして恐縮でございますが、要するに、これは調査機関及び調査の資料を整備する機関であるといふところに重点を置いて、あとの働きは多少用心をして取り扱つていく、用心をするといふことは、あまりラジオや何かの活動に行き過ぎの起らないように始終かじをとつていく、それから、そのほかのところは嚴重な目で批判をして、評議員等の意見によつて相当これに第二次の批判を加える、この法人の活動に批判を加える、こんなふうな合にいきますれば、ないやございませぬ。ある方がましてある。なければならぬといふことが一番いいこととあります。これは、多少の疑いに加えて話をしておりますから、そういう消極的な言葉が出ましたけれど

も、あつた方がいいのじやないか。もしこの団体が、よく懸念されますように、一種の考え方の代行機関になつて、これが独自性を持たないといふようなことになりますればはなはだけしからぬのでございませぬが、これは、この作り方は恒久的の団体にできておりまして、たとえば、甲の時代に人選ができて、それが任期はございませぬけれども、方針としては、自然にここの間まってくる、そうすると、これが、地球の外に人工衛星があるように、政府の外に一つの独自の性質を持つものが非常な働きを持つていくことになるであらう。それを盛り立てていくことに、よつて、力のみで動く今の労働運動が、合理性によつて動く労働運動のたよりになつていくのではなからうかとひそかに思つております。条件につき養成と申しますか、運用の上いろいろな注文をしたいといふ条件のもとに、大体の行き道は、これはよろしいと存じておるわけでありまして、これをもつて私は終ることにいたします。

○委員長(阿具根登君) ありがとうございます。

○委員長(阿具根登君) 次に、労働経済評論家岡十男男参考人にお願ひいたします。

○参考人(岡十男男君) 私、岡でございます。重複を避けまして、私は、別な角度から今度の協会法案を客観的にながめてみたいと思ひます。

言うまでもありませんけれども、近代的な社会あるいは国家で、労働関係がその中心の問題だと考えますが、その間には、むしろ法的な体系も社会的な機能もいろいろ変化があり、歴史的

に見ますと、かなり大きな推移というものがあると思ふのです。そういう意味で、社会的に、あるいは歴史的にこの問題を見てみたい、こういうふうに考えておるわけです。

今度の労働協約法案の作成される前に、自民党の方では、たとえば戦前の協約会のような、そういう教育機関が要するというを述べられているようですが、確かに、そういう意味で、歴史的に日本の労使関係を回顧してみますと、協約会の運動と今度の労働協約法案をめぐると一連の動きというものの中には、かなり共通したものがあるように思ふます。むしろ、歴史は同じことを二度と繰り返すわけではないのですが、同時に、地方的にいえば、かなり同じような局面も出てくると思ふのです。そういう意味から、この問題をながめる前に、協約会の成立とその変化、その客観的な役割といったようなものについて、今度の協約法案とそれを生み出している情勢との間の関連を探ってみたいと思ふわけです。

御存じの通りに、協約会が結成されたのは大正八年の末ごろですが、その当時の情勢は、第一次世界大戦の直後で、日本の資本主義も、戦争中非常に発展しまして、経済的にも、近代的な姿で発展しまして、最近神武景気という言葉がありますが、その当時も、成金景気といった時代が続いて、それが直ちに戦後恐慌に陥っていく。こういう過程で、国内的には米騒動が起る。労働運動も非常に先鋭な形で登場してくるというふうな時代だったと思ふのです。こういう資本主義の発達とその矛盾の中で、労働問題の激成を何らかの

形で受けとめる、こういう意味で、いわゆる社会政策の問題が大きく取り上げられて、労使関係の新しい理念として、いわゆる協約主義が登場してきたわけです。協約会の当初発表された宣言によれば、協約主義の精神は、階級闘争を否認すると同時に、階級の調和、融合をはからんとするにある、こういうふうなふれ込みになっておりますが、むしろ、この当時の情勢と今日とは、相当大きな変化があるわけです。ただ、世界的な情勢その他を考えたとしても、アメリカのブロックとソ連のブロックとの対抗関係の中で、日本の政治が両岸といわれるような動向を繰り返してある。特に、労働協約法案の出る直接的な一つの理由とされておる昨年の総評を中心とする春季闘争、これが相当強く、その收拾には労使双方困難しましたが、その中で、こういう労働組合運動の台頭といったようなものを何とかして回避するという意味、特に総評が日刊新聞を出すといったようなことで、これに対する対抗といったような関係から協約法案が考えられた。こういうふうな話も伝わっておりますが、そういうふうな一つの大きな内外の政治、経済情勢というものを背景にしてこれが登場してくる。こういう点は、私はやはりある程度の共通性を持つておると思ふのです。最近においても、神武景気から不況局面へ、こういう時期のもとに協約法案がやはり選ばれておるといふことに注目しておきたいと思ふわけです。むしろ、戦前における協約主義、こういう言葉は、最近ではあまり使われておりませんが、そのかわりに、たとえば公共の福祉、第三者的、こういうふうな表現

で、実質的には協約主義と目していいような考えが現に行われておる。この協約法案にも、理念上の問題は、文字としてあまり強くうたわれておりませんが、実質的には、明らかにそういう考えが貫かれておる。政府の出す原案ですから、当然そういうふうな性格を持つておるものだと考えます。戦前の協約主義運動の具体的な一つの表現は、たとえば、協約会の発表した労働組合法、正確には労働委員会法と呼ばれておりますが、こういうふうなものは、戦後の日本の労働組合が、いろいろの組織的な弱点を持ちながらも、いわゆる企業内の組織として、そういう連合体としての労働運動という形になっておりますが、そういうものの中にも、すでに戦前の協約運動の理念が組織問題としても労働運動の中に影響を残している。こういう事実から考えても、この問題は、協約主義運動の影響というものが、それが決して過去の一時期的ものでなくして、戦後にも深い連関を持つておる。こういう面もあわせて注目したいと思ふわけです。協約運動の、協約会の仕事の事業内容は、知られてはいる通りに、調査研究や政策立案の問題、そういうものも出発点になっておりますが、この点は、今度の協約法案に盛り込まれているものとやや同じであります。そして第二に、教育、宣伝、あるいは講座、講演会の開催、こういう部分、あるいは一部学校の開催、この部分が、ちょうど戦後の今日われわれが直面している労働協約法案の内容とするとところとマッチしております。そのほか産業能率の研究、これはおそろく、今では生産性本部の仕事とダブるでしょう。そのほかあつ

せん調停、この問題は、今日の労働委員会の仕事に引き継がれておると思ひますが、総じて戦前の協約主義運動の中で考えられていたことが、全体としては、今日の労働者の担当としておる仕事の中に相当大きな影響を持つておる。そういうふうな中からわれわれは労働協約法案をなかなければならぬ、こういうふうに考えるわけがない、たとえば、戦前のような学校の開催等の問題は、今日で言えば、職業訓練法の問題に当るでしょうし、まあこういうふうな全体の構造から見れば、非常に似通ったところがありますが、さらに財政と協約会の組織形態、この問題についても、かなり似通った点があると思ひます。当初協約会の発足に当たっては、当時のお金で二百万円政府が負担しております。予算によれば、さらに二百万円を民間の事業会社が負担し、合せて四百万円で年間の運営を行ふものであります。これはファンデーションでありまして、それによる利子によって運営を行う。この点は、協約法案の財政措置とははたしく似ておるわけです。ただ、民間の基金を集めるということは、今度の協約法案の条文にはないけれども、大臣のお話によれば、寄付を仰ぐというようにことを言われるようですが、こういう点からいえば、今日の生産性本部の財政的な運営と、今度の協約法案の運営とは、やはり戦前の協約運動のタイプをそのままだ引き継いでいる、こういうふうに見てよいと思ふわけです。しかも、協約会ができましたのは、財界では渋沢栄一氏が首頭取りですが、当時の原内閣、これは最初のいわゆる政党内閣、リベラルな内閣というふうに歴史的に

はいわれておりますが、しかもこの内閣は、普通選挙を拒否した内閣でありますし、内務大臣である床次竹二郎氏は、古い方は御存じの通り、浪花節大臣といわれるような、義理人情の社会を愛した人ですが、この人が、一方では国粋会というふうな、その後労働運動で直接流血の惨を加えた暴力団を結成し育成した大臣であるし、しかも、この人自身が、一方には原内閣の内務大臣として、熱心にこの協約会の結成と運動を進め、金を出す、こういう関係があると思ふ。つまり、時の内閣の政策は、一方では協約運動を進め、一方では暴力団を育成する。むしろ、労働組合法等の呼びはその当時あったわけですが、ついに政府は最後まで、取締り法だけは国会を通しましたけれども、その前に出ておるいわゆる組合法、これも、実質は戦後の組合法と比べることもできないほどひどい組合法でありまして、そういうものささいも否決して、ついに戦前には労働組合の成立を見なかつたわけです。この内閣というものは、今の内閣とはむしろ違いますが、常に一方には極端な乱暴な弾圧政治を行いつつながら、一方では協約運動といったものをあわせて行つ、そういう二面性を持つておるものが、少くとも労働組合の立場から見れば、そういう二面性がいづつも加えられておる。こういう点については、今度の場合にも、むしろ、その角度や強さや、内容にも形にも変化はありましてけれども、そういう関係が作用しておるといふことについては、やはり無視することはできない、こういうふうな考えるわけ

です。協約運動の発足は、日本の労働者の

自覺的な運動がまだきわめて低い水準にあった、そういう時期に、たとえばセツルメントの運動とか、客観的な調査とか、すぐれたりつぱな仕事が残されたように私も考えております。おそらくそういう仕事は、今日労働者の仕事に限らず、戦後の日本にある程度の影響を残すいい仕事をした、こういうふうな考えをすれば、しかし、そういう進歩性や、公正な、よい部分というものが協調運動では踏み合になつて、今言つたような、時の政府の弾圧と融和の二面的政策の中の足場にされていたのではなからうか。こういうことは、特に協調運動が戦争段階に入つて産業報国会の運動に転換していくという過程を歴史的にわれわれが考える、こういう二面的性格の中に進歩性が部分的にあつても、その部分性のゆえに、進歩的だからといって、全体として、協調主義運動、こういうようなものを歓迎するわけにいかないように考えるわけです。むしろ、協調運動は、労働者の間における協調のみならず、広く社会に訴えていく、国の財政的な援助、あるいは内務省社会局の援助のもとに国民運動を展開していく、こういうふうな形で、この問題は、ただいまの協会法案においても、ほぼ同じようなねらいが出ていゝと思ふんです。社会的に協調運動の示した機能を残しておきたいと思ふが、直接的に今日問題にした方がいいと思ふられることは、この協調主義運動が、労働運動の全面的な正常な形で発展というものをチェックした作用が大きかつた。その一つは、協調運動であるがゆえに、労働組合運動の中における協調

的思想、協調的組織というものがおのずからブロックを形成し、そうしてこのブロックを形成することによって、他の部分との間に對抗関係を激化させる、こういうことです。現在の労働大臣の政策でもしばしば、最良法について、総評と全労との見解の食い違いの中に、全労の案を採用するかのようないふりが漏らされておりますが、こういうことは、善意をもつてなされても、客観的には、全体としての労働運動に対して分裂の作用を持つわけですから、こういう分裂政策、言いかえれば、直接と間接とを問わず、干渉の政策というものが協調運動の一つの特徴であつたといふことは、歴史的な事実として解明したいと思ふのです。

むしろ、協調運動のほかに、さき言いましたように、一方には抑圧の、直接的な抑圧の政策があつたわけですから、この組合運動の中における協調運動の浸透、こういうこと、あるいは、その思想を社会的に広めることによって、労働運動の孤立化とか、あるいは内部分裂、全体としての抑圧、こういうふうな関係を、戦前の日本の労働運動には、政府が協調会を使うことによって、そういう形を押し進めた。しかもその後、一般的にわれわれが考へておる協調運動の段階から満州事変以降におけるいわゆる産業平和運動、それから支那事変の段階、大東亜戦争の段階、こういう段階の進むにつれて、協調会自体の中から、従来の協調主義運動を脱皮して、別個の、つまり戦争に協力する、当時の軍部、官僚、そういう部分に協力するような新しい動きが台頭してきたと思ふのです。直接的には、時局対策委員会が協調会に

できて、従来民間を中心にして行われた運動に官僚が、また軍部が直接関与していったと思ふのです。そういう中で、労働運動の中にも愛国労働運動が発生し、そうしてこれが、産業報国会の運動に協調会が乗り出してくるにつれて、統々と、分断された労働運動の左から左からつぶされて、最後には、最も健全で協力的であつた総同盟さえも、労働組合としての組織の存立を許されぬという状況に陥つて、むしろ、総同盟のほかのすべての労働組合はことごとく否定されるという事態に陥つたと思ふのです。この問題は、ナチ・ドイツや、ファシズム・イタリアの行き方と同じような、また、事実ナチズムを学んできて、協調会がそういうふうな弊害を行いました。むしろ、日本の思想も背景にあつたと思ふますが、いづれにしてもそういう形で、協調運動というものは、歴史的に見れば、戦争期には、その当初の種々ななふれこみから戦争協力の大きな部隊、労働者の大部分や、あるいは組合の指導者を協調運動に巻き込むことによつて、これをちょうどエスカレーターに乗せて戦争の終局点に持つていくような、そういう客観的な役割を果したといふことが今日では冷静に批判されたなければ、戦後の労働運動や、戦後の労働関係を正しくとらえることは出来なかつたと思ふます。今日の段階では、やはり世界の鋭い対立となり、日本の運命なり、しかも、日本の中でも、労働関係が客観的にいへば鋭い形で続いている、労働組合の一つの争議、そういうふうな問題だけでなしに、やはり資本もなかなか強く、労働も頑強にストライキを継続している、

こういうふうな事態というのを見るにも、そういう歴史的過程というものは、その影響というものを無視することはできないように思ふわけです。必ずしもイギリスやアメリカを引き合ひに出すわけではありませんが、少くとも今度の第二次世界大戦において勝利した国々では、日本のように、ドイツのように、労働組合を全く否定して、拳固一致の体制を作つた国に比べて、それだけの国では、イギリスやアメリカでは、戦争中といへどもストライキが行われていた、こういう困窮した労働関係というものはそういう姿を持つておつたと思ふのです。にもかかわらず、そういう困の方の勝利したということは、今後の歴史関係を、労働者の歴史関係を見るのにも、一つのよいところとして反省の材料になるかと思ふわけです。直接今度の労働協会法案に限らず、最近の動きは、全体として、協会法案に盛り込まれているような思想や考え方が共通しておりますが、この法案だけについて言えば、ごく大ざっぱに、個々の条文その他について申し上げる時間はありませんが、その第一は、この協会法案の中に規定されている通りに、「経済基盤強化」のための資金」といふふうになつております。「経済基盤強化」といふことは、言葉としては何でもありませんが、實際的には、現在の日本の現況の中では、資本主義の強化という要素の方がはるかに強く出ることがあると思ふのです。そういう意味から、国のお金で、しかも、資本の側により傾いた形で金が使われる、こういうことは、やはり正當とはいへないと思ふます。

労働者の教育の問題は、これは、戦後の一般の通念としても、世界の労働関係における通念としても、現実に自主的なものとして理解される、こういうものとして社会的にも受け取られていく、これは当然のことだと思ふます。さういふ自主性に対して、協会法案はむしろむしろ存在が、自主的な労働者自身の教育というものを破壊する危険性さえ濃厚にあると思ふます。憲法によれば、団結権の規定は、当然その内容をなしておりますが、当然労働者のみずからの教育は、団結権の思想と同じ考え方では理解されてしかるべきものだ。役所あるいは役所の一種の外部組織によつてそういうふうなことが行われるのは、本来の教育のあり方として正しくないように思ふわけですから、人事における労働大臣の任命権や監督権の問題についても、これもすでに衆議院その他で論議されておる、あるいはこの改選方法として、たとえば、三者構成による推薦機関とか、いろいろのことが考えられると思ふますが、そういうふうな今日までに山ざれておる協会法案に対する修正的な意見、批判、こういうふうなもの、私は相当あらためて考慮されていゝと思ふますが、そのことは、修正だけでこの協会法案がよくなる、こういうふうな筋道にはないように私は思つてゐるわけです。というのは、今申し上げた通りに、歴史的な経過から、また、今日の労働関係の実態から、あるいは今日及び今後における社会情勢の中での日本の生きていく姿を作つていく、こういう面からも、こういう協会法案は、基本的には、私は間違つた考え方の上に組まれている、そういうふう

うに考えられるからです。もし、そう

いうふうな、私どもが大まかに、しかも基本的な、日本の運命とともに考えなければならぬほどの意義をこの協会の背景に認めている、こういう立場からすれば、この数日の国会の審議の中で、しやにむにこういう法案を通過しなければならぬと……国民の直接的な生活に結びつく法案でない、こういう法案であるので、できることなら、そういう歴史的な問題や将来的な問題をわれわれ考えて、慎重に、今日まで出てくる修正案や批判を取り入れて、率直に考え直してみ、こういうふうなことを期待したいと私は考えるわけですよ。言われているような部分的なよさというものは、この協会法案の中にもあるだろうと私は思います。生かしておきたいと思う部分もあると思います。が、すべて言葉の上からいえば、あるいはこの法律の案件にしても、悪いことばかり書いてある法律なんてあろうはずはないので、部分的には必ずいいことがあるけれども、部分的にいいからといって、全体となる基本的な間違いを許すということはどきないと思う。

そういう点で、私は、この法案については反対意見を申し述べて、種々現実の条件の中では問題もあると思いますが、そういうものは他の方法によって解決していくように考えられてしかるべきではないか、こういうふうにかえていくわけですか。終わります。

○委員長(阿具根登君) どうもありがとうございます。

ます。

○参考人(樋口弘其君) 樋口です。まず最初にお断わり申し上げておきますが、これから私が述べますことは、あくまで私個人の意見であります。私の所属する読売新聞の代表的な意見ではないということをお断りしてお聞き下さるようお願いいたします。

先ほどから、各方面の方々が、歴史的にあるいは法律の面からいろいろ意見を述べておられますが、確かにこの日本労働協会法案には、今後どうなるかわからないといったような問題点が多いと存じますが、私は、この法案が、今のわが国の労働問題のあり方、労働間の実情というような面から見ると、一体どのような意義を持つものだろうかという点に触れていきたいと存じます。

その点で、この労働協会法案は、今の労働関係の改善に役立つのか否か、特に一般の労働者に対してこれが役に立つものかどうか、こういうことがまず問題になります。この法案は、その点を第一の目的の中で、労働問題について研究を行うとともに、広く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に関する理解と良識をつちかう」としてあります。一般的に言いまして、戦後の労働組合運動の進歩発展は、きわめて驚くべきものがあります。従って、この運動の飛躍的な発展に歩調を合せていくためには、政府や労使の関係者はもちろんのこと、一般の国民も、労働問題に対して、法律の上でも、あるいは賃金などの実際問題についても、相当な勉強が必要であります。ところが、実際には、労働問題に対する勉強不足といえますか、知識の

不足のために、無理解な、あるいは当を得ない、問題に対する批判が行われがちであります。これは、今度の労働組合のいわゆる春季闘争といわれるものの中にもしばしばあることであります。そしてそのために、いたすらに労働者の紛争が長引いたり、あるいは無理解から来る悲劇が起つたりすることが多いと思われまします。そこで、こういう欠陥を補う意味から言えば、労働協会が作られて、法律の目的のような活動をしていくことは、大いに意義のあることになりまします。政府の手になるものとはいはれまします。労働組合自体の力がまだ労働協会のような機関を持つ段階に至っていない今日におきましては、この法案は、使用者側よりもむしろ労働組合の利益になると考えられるものであります。と申しましますのは、

一般の人々、特に古い頭で労働問題を考へておられる企業の経営者などに対しては、こうした法律が国会に提出されるというそのこと自体が非常に大きな反響を呼ぶ問題であります。つまり、今の労働問題は、昔のような考え方でなくて、もっと新しい立場で理解していかなければならないものだ、こういう印象を与えるものであります。その点で、専門家が考へておられるよりは、この法案が持つ啓蒙的な効果が大きいわけでありまします。これは、おくれた労働関係を持つわが国の場合、見のがし得ないものであります。その意味におきまして、この法案は、協会の役員の人選あるいは今後の運用等が適切であるならば、やはりこれらのわが国の労働関係にプラスになる面が多いと考えられる性質のものであります。

そこで、次に、この法案の問題点について若干私の考え方を申し述べます。

まず第一は、この協会の政府が政治的に運営し、組合に対してその自主性を失わせるような御用教育をやる危険がありそうであるという点であります。確かにこの協会は、特殊法人という形をとっておりまします。政府出資の十五億円の基金で運営するものであります。人事、財政などの面において政府の強い統制を受けます。従って、やはり方によつては、一方的な調査や、労働教育などを官僚的に押しつける危険もあるわけでありまします。しかし、そうした危険は、協会の人事と運営について十分に民主的な考慮がなされるならば、私は、危険を取り除くことが可能であると考へられます。この点で、法案は、協会の役員である会長は労働大臣が任命し、理事は、労働大臣の認可を受けて会長が任命することを明らかにしております。従って、この役員、特に会長の任に当る人に公正な人を得ることがきわめて大切なことになってくると思ひます。従来、この種の特別法人を作った場合の役員人事というのは、名譽職的な人が政治的に選任される、こういう例が多いようでありまします。そうして、その結果といたしまして、関係官庁の役人がその仕事の一切を牛耳る、こういうのが通例でありまします。しかし、この労働協会の場合は、あくまでも役員にまかせずに、実際に理事會を運営して業務を行う実力のある人、いわば労働問題がすきで、これに情熱を持っている人を選ぶことができれば、公正な運営も可能になるわけでありまします。その意味では、役員人事

は、内閣がかわつたら協会の会長がかわるというふうなことのないようにするべきであると考へます。

次に、第二番目の問題は、協会の運営の基本的な考え方と業務内容の問題であります。協会の運営の基本的な考え方は、今申し上げました人事とからいっておりますので、なかなかむずかしいところがあると思いますが、やはり普通の政府機関とは違ふ民主的なものだ、という新しい感覚を持った考え方がその根本にあることが非常に大切なことだと思ひます。この点、労働問題の専門の協会が機関になるわけでありまします。が、形式的にはまあ三者構成でないといはれましても、実際の運営に当たっては、労働中立といった三者の意見がうまく反映するようにしなければいけません。特にならば、世論を反映する意味において、評議員会の人選を思い切り幅の広いものにする。そうしてそこに労働組合の代表なども参加させるような道を開く必要があると思ひます。そうすれば、実際問題として、政府の一方的な運営ができなくなるわけでありまします。それから、こうした運営の基本的な考え方に基きまして、実際の仕事をどうすべきかという点がありまします。これは調査研究を主とするか、あるいは教育啓蒙を主とするかなど、いろいろな意見が分れておりますが、私は、さしあたって、今度の労働協会は、形式的な労働教育を主とするよりも、調査研究に重点を置くことが適当であると思ひます。この点で、法案の第二十五条には、労働問題に関する出版及び放送を行うことができめられておりますが、放送などは、あくまでも争議の当事者を刺激すると

いろいろなやり方をやめて、今の労使関係における基本的な問題を主として扱うということが望ましいのであります。個々の労使紛争を解決したり、調停あつせんをしたりする、そういう調整面の機関といたしましては、すでに中央労働委員会、公共企業体等労働委員会などがあるのですから、この面におきましては、あくまでもそういう既存の機関の参考になる下仕事をすべく、こういったやり方が望ましいわけでありまして、その点でこの協会が行き過ぎないことがきわめて必要であらうかと存じます。そこで、その基本的な問題を申しますのは、たとえば、今問題になっておる最低賃金の問題の各国の事情あるいは外国の労働事情、あるいは、日本の場合には、労働基準法などの運営の実態がどうなっておるか、働く者を守る法律にはどのようなものがあるか、そういった、だれでも労働常識として知っていなければならぬ問題から手をつけていってほしいと思います。これを、あまりに政府の機関だという意識から、速成の労働教育に使うというふうなことになるまいと、労働組合はもちろん、経営者も、一般国民も、協会そのものを信用しなくなり、協会が無用の長物となる危険があるわけでありまして、その意味で、わが国の場合、労働関係の調査研究機関は、労使の当事者はもちろんのこと、学界などからもその必要性が痛感されておられながら、今満足すべきものがないのが実情であります。たとえば、今度の私鉄の争議のような場合、中労委で、一般の人々にわかるようないい賃金資料を出せるかという点で、残念ながら、今の予算あるいは機構で

は、それができないのが実情であります。従つて、こういった場合に、この労働協会が、労使とも納得するような賃金調査の資料などを出すことが大切であります。その意味で、この協会の調査研究機関としての活動が期待されるわけでありまして、もちろん、労働教育の問題も重要でありまして、労働教育という点に關しては、その内容、やり方についていろいろ問題があるわけでありまして、その成果をあげて、も仕方のない問題であります。従つて、こういった調査研究などの活動を前提にして、氣長に教育の成果を、教育の実をあげる、こういう心がけが大切であると思ひます。

さらに、この労働協会が實際活動をする場合に、注意をしなければならぬもう一つの問題があります。つまり、既存の経済関係あるいは労働関係の団体との仕事の調整をはかることが、これが非常に大切な点であると思ひます。これがなければ、いたずらに国民の税金を使つて、屋上屋を重ねる結果になります。すでに広い意味の労働問題の啓蒙、教育活動を行っている民間の機関といたしましては、日本生産性本部、産業訓練協会、ILO協会など、いろいろな団体があります。これらはみな、それぞれ性格は違つておりますが、この労働協会と仕事の面で競合する場面が多いのであります。特に日本生産性本部などは、技術革新に伴う労働関係のいろいろな問題を取り上げて、活発に現在仕事をしておられます。従つて、これらとの競合関係をどう調整するかという点について、もつと現場の労使の立場に立つて再検討するといふことが必要であると存じます。

す。この点については、今まで衆議院の論議などにおきましても若干触れられておりますが、しかし、さらに徹底的に審議をしておかないと、いたずらに今後問題を残すような結果にならうかと存じます。

以上、いろいろな問題について申し上げましたが、この法案は、今の国民経済の実情や、その中における労使関係の実態というものから見まして、基本的には、労働運動の健全な発展に役立つものであると考える次第であります。

○委員長(阿具根登君) どうもありがとうございます。さうございしました。

○委員長(阿具根登君) 次に、慶應義塾大学教授藤林参考人をお願いいたします。

○参考人(藤林敬三君) 私がこれから申し上げます意見に先立ちまして、結論的に、先に私の意見を申し上げます。私は、この法案に対しては賛成でございます。賛成をいたします理由は若干これから申し上げてみたいと存じます。

一つは、現在わが国の労使関係は、必ずしもまだ十分成熟しておるとも考えられないのでございまして、従ひまして、このような状態の中では、やはり労使関係が将来に向つてもう少し成熟、成長を遂げていきますためには、各方面の批判なり、指導なり、いろいろな意見が出てしかるべきであると思ひます。考えるのでございます。ただし、現状におきましても、各方面のいろいろな意見が出てくることは事実でございますが、ただ、この労働協会のような機関が、今日腰をすえて各方面

の事情調査なり研究なり、そうしてそれらに基いて資料の提供なり意見の開陳なりというふうなことが行われておられます。ところが、一つに、わが国全体から見ますと、重要な欠陥でもあると思はれるのでございまして、そういう欠陥をこの協会の成立によって満たされるべきことができれば、私は、その意味におきまして、非常にプラスであると考えてるのでございまして、ただ、労使双方は、今日、さすがに戦後すでに十年以上、労使関係の経験の中で、たとえば日経連においては、調査部を通じ相当の平素からの調査研究をし、新聞や雑誌を発行し、また、特定の印刷物にその研究業績を発表するというようなことをしておられます。また、ときどき労使関係の問題については、意見を世の中に公表するということもやっております。これに對しまして労働組合側におきましても、たとえば総評にしろ、全労にしろ、総同盟にしろ、また、個々の労働組合にいたしましては、もちろん相当の金を費し、新聞や雑誌を独自に発行し、また、特定の特殊の印刷物を発行、配布することに

よつて、労働組合側の調査研究なり、意見の開陳なりを盛んにやっておられます。私は、この労使双方の出されまゝな新聞や雑誌、あるいは特定の印刷物などをときどき拝見をしているもの、一人でございしますが、ことに問題が平常の問題ではなくて、たとえば、今年の春季闘争のような問題になりますと、おのおの立場でものを言われる傾向が非常に強いために、これだけでは、世間一般としても、いずれに旗を上げていいのかわからない意見に賛成をしていいのかわからない問題も多

分にはあると思ひます。当事者は利害対立しておりますから、いろいろな利害対立の立場でものを言つておるとは当然であります。また、現実問題については、事実の違い、産業闘争の争議の場面であれば、ことさらさうであることは、これは必然であり、やむを得ないことと私も存じます。しかし、やはりそういうさなかに、こういう独自の協会のようなものが平素からいろいろ問題の調査研究をし、その結果を公表しているということになりますと、いわば三つともえのように意見が述べられるということは、お互いに切磋琢磨するような結果がそこにもたらされて、全体として、おのおの側にそれなりに私はプラスするものが当然あると考えるのでございまして、そういう意味におきまして、この労働協会の成立に對しましては、双手を上げて賛成をいたしたいと思つておるのでございまして。

しかし、この労働協会の成立の企画に對しましては、すでに世間にはいろいろな疑惑がありなすことも、私はあらはら何うも知っているのでございしますが、その疑惑のうち、たとえば、調査研究及びその結果の公表などはいかに、労働教育あるいは講座の開設というふうなことに對しては、この協会がやることはどうかというふうな見解もあるやうに伺つております。しかし私は、もとより労働教育については、労働組合側がおやりになることが本筋であると了解しております。また、将来はそのようになつていくことが当然であるし、またさうであるべきである。私は、この問題につきましては、戦争直後以来からも、大労働組合

は、やはり今日において一日も早く自分たちの選手を養成するための機関をみずからの手において作るべきであるということをおかねて主張して参りました一人でございませう。もちろん労働組合においても、おのおのの企画に従って、今までのいろいろな同志の教育については相当の苦心をし、努力をしてきておられることも事実のようでございませう。しかしまだ、何と申しまして、どちらかというところ、この非常に重要な問題に關して、今日わが国の労働組合がそれほどの努力をしておられるかどうかということについては、まだまだ努力の足りないと思われる面も多分にある。その足りないと思われる面を、中央官庁である労働省なりあるいは府県労働課のいわばお役所の手を通して、労働者と同時に、またお役所がやる場合は、労働者ばかりでございませう。使用者側に対しても同様でございませう。同時に教育活動的のことをおやりになつていらつしやうて、そうしてそれが幾らかそういう方面の欠けておるところを補つておるといふのが現状かと存じますが、これは、今日このような状態であることは、本来の姿からいふと、これはおそろしく好ましくないとも言えるかもしれな。従つて、でき得べくんば、かくのごとき事柄がだんだん消えてなくなるがよろしいと私も思つております。しかし、まだ今の段階は、そのような段階でなく、このような官庁側のおやりになる講座とか教育とかいうようなことも若干の意義を持つてゐることは、これを否定することができないといふのが今日の実情ではなからうか。それは必ずしも好ましくはないのだが、今日の

実情上ある程度必要ではなからうかというように私は考えるのでございませう。従ひまして、この協会の講座を設置するとか、あるいは労使双方の団体でおやりになる労働教育活動に対しては援助を与えるということが法案の第二十五条に見えておりますが、これらをいけば一括して、教育活動の面は、私は、今の段階では、そのような意味において若干の必要性もあり、従つて直接お役所でなく、こういう団体がおやりになるということになると、なおさら好ましいわけではございませうから、まだまだそういう団体がおやりになる余地はあるのではなからうか。従つて、こういう必要がなくなるように、労使双方がおのおのの側で、おのおの十分にこういう教育活動をおやりになるという時期がくるならば、何も協会はそういう方面におせつかない労をとる必要もなくなるし、また私は、一日も早くそういうことになることを期待するのでございませう。そういう意味におきましては、そうしてまた別に言へば、協会がそういう活動をなさることについては、労使双方が多分に批判の目をもつて見られることではございませうから、これは遠慮なく批判なさるがよろしい。そうしてお互いにお互いの立場を明らかにし、お互いのやることを明らかにすることによつて先ほど申し上げました研究活動の場合、調査活動の場合にも同様でございませうが、私は、まだまだ日本の今日の段階では、各方面のそういう努力がせり合うような格好になることが全体の状況を推進する一つの役割を持つておる。は、必ずしも百パーセント不賛成では

ないのでございませう。ただし、ここで一つ申し上げたいのは、先ほど来金森さんもおっしゃいましたし、樋口さんもおっしゃいましたが、また一般に、世の中に、すでに多くのの方々によつて言われておりますことは、協会の成立に対して政府が今後おとりになる指導監督の事実と、それから、協会がどのように運用されるかという問題については、すでに世間に若干の疑問のある見解が述べられておりますので、私は、これだけ意見が述べられますと、成立した場合には、政府も、また協会も、このことを十分知つた上で、世の中の疑惑に十分こたえて、すっきりした存在を示されるようになることと期待をいたしておるのでございませうが、ぜひそのようにしていただきたいと存じます。

最後に、先ほど岡さんは、この協会を過去の協調会に比較をして、反対意見をお述べになりました。私は、協調会を弁護しようとは思つておりませんけれども、協調会の存在につきましては、若干見方を異にいたしておりますので、その点を付け加えて、私の言葉を終わりたいと思ひますが、協調会を創立する場合には、というより、協調会創立の当初の意見は、財界におきまして、政府筋におきまして、で、き上つた協調会のようなものではなくて、むしろ労使協調、労使一体という考え方が支配的であつたようではございませう。がしかし、幸いにいたしまして、その指導的な役割を演じました轟澤榮一氏は、珍しくも、当時財界の巨頭であつたにもかかわらず、労働組合の存在をまつころから認めていこうという見解の持主でございまして、労働組合を否定するような方向で労使協調、労使一体というような考え方をとることは不賛成であるという見解を明らかに述べている人物でございませう。こういう方が協調会の首になられまして、副会長ではございませうが、実際にはかなり縁の下の方で、この会の成立のための努力をなさつたようではございませうが、そしてしばしば時の内務大臣である床次竹二郎氏に会つて、意見を率直に述べておられるのは事実のようではございませう。その結果、財界の期待にもかかわらず、協調会発足の宣言は、明らかに労使対等であるといふ、いわばデモクラシーの原則を認めた上で、協調会というものは発足をいたしております。事実、協調会発足に当りましては、職業紹介事業であるとか、あるいは労使紛争の調停事項であるとかいふような仕事、今日になってみますと、お役所ないし労働委員会のやつてゐるような仕事が協調会に課せられた、期待された具体的な仕事の二、三であつたようではございませう。それは、そのあとでやがて公けの機関の手に移るようになりまして、協調会の手をわすれらることはあまり多くなかつたようではございませう。そして結局、協調会は調査研究と研究結果の公表と、そして労働教育活動を行なつて、具体的に申しますと、調査研究と、それから最も重要なものは、社会政策時報という月刊雑誌を大正九年に発行したのでございませう。一方、社会政策学院というものを開設いたしました。この学院の卒業生の中には、やはり労働運動の方面においてかなりの業績を戦前に残された人々もあるのではな

いかと私は思つておりますが、このように、主として三つの活動を協調会はいたしました。そこで、当時轟澤さんは、何とかして、協調会の成立に際して、労働組合側の代表者をメンバーに加へたいといふことで、鈴木文治氏に話しかけられたようであります。鈴木さんは、すでに協調会成立当時のいきさつを知つておられただけに、下手するとこのような妙なことになる団体には関係したくないといふので、はつきりお断わりになつておられます。なつておられますが、鈴木さん自身が後にお書きになつたものを見ますと、自分は当時反対したけれども、協調会はその後発足をして、やつておることを見ると、大体自分が考え、かつ希望したことをほぼ満たしてくれてゐるようである。すなわち、調査研究活動に重点を置き、その結果の公表と、それから社会政策学院というものを開設することによつて労働教育をやつておる。こういう点では、自分はわが意を得たりと言わざるを得ないといふ意見すらも後に述べておられるのでございませう。初めからそういう事実がはつきりしておれば、おそらく鈴木文治氏のごときは、もう少しやはり協調会にも当初以来御関係があり得たのではないかと私は考える次第でございませう。今、岡さんのお話では、戦争が始まりまして、産報運動の本体が協調会の中から生まれたではないかというお話でございませうが、なるほどその通りでございませう。その通りではございませうが、しかし、産報運動に走る人は協調会から離れて参りまして、協調会そのものは産報運動とはむしろ異質的な状況、と言ふのは少し言い過ぎかとも思ひます

が、協調会は、本来の労使対等関係という立場を守ってそのまま存続をいたし、従って戦時中は、はなはだ影の薄い存在になりつつ、ようやく命脈を保ちましたというのがその事実でございます。従いまして、ここで言えますことは、岡さんのような御見解のあることも、私は重々御承知はいたしておりますが、われわれの場合に非常に大事なことは、協調会がその出発当初以来労使対等関係であるという、インダストリアル・デモクラシーのアイデアを十分に持つて、そうしてある意味においては、協調会は最後まで踏みとどまったと実は言えないこともない、そういう見方も成り立たないわけではなく、私は実は思う。協調という言葉は、なるほど警戒をしなければならぬ言葉ではございますが、とにかくアイデアそのものは、もとよりインダストリアル・デモクラシーのアイデアがあった。そうしてこの部分にもしれわれが徹しておれば、また、日本国民全体が徹していたならば、今度の戦争のよう不幸なことがなかったかもしれないという、懐古的なことも言えないことではございません。まあそれはともかくといたしまして、やはり何か、そういう骨ばったものがそこにあり得なかったというところに一つの難点があったのではないかと、従いまして、私は、協調会のこういう面を今度の労働協会が遂行されることに對して、大いに期待をかけるを得ない次第でございます。しばしば労働協会はかつての協調会に比較されるようですが、私は、それは、そういう意味の比較をし、こういう点について労働協会の将来に期待をかけた。

それから、もう一言つけ加えさせていただきますと、かつての協会は「社会政策時報」なる月刊雑誌を大正九年以後発行いたしました。終戦時に及んだわけでございます。これは、大学ではおの、法科にしろ、経済学関係にいたしましても、大きな大学では機関雑誌を持つておりますが、

（委員長退席、理事山下義信君着席）

そういう大学の機関雑誌に關しますと、若干アカデミズムの点では違つた点もなきにしもあらずでございますけれども、しかし、「社会政策時報」の大正期から昭和へかけて存続をいたしましたものは、あとの労働問題に関する研究調査及び一般の知見を広めたことにつきましては、多大の功績あるものと私は認めるを得ないのであります。従いまして、協調会にもし比較をすれば、かつての協調会がこのような業績を残したことを再びここで、新たな時代、新たな立場で、もとより言うまでもなく、今日の時代の雰囲気の中ば誕生いたしました協会のことでございしますから、それ以上の、協調会以上の業績を残されるような努力がここで生まれてくれれば、これまた非常にわれわれの幸いであると言わなければならぬという意味におきまして、私は、最初申し上げましたように、この協会の成立に對しては賛成でございます。

○理事（山下義信君） ありがとうございます。

○理事（山下義信君） それでは次に、早稲田大学教授野村平爾君にお願いいたします。

○参考人（野村平爾君） 私は、この問題につきましては、必ずしもそれほど樂觀的に考えることができないように考へております。それは、大体この法案の底を流れる考え方が、一つの公正な労働問題に対する良識なり何なりをつちかっていること、こういうような考え方に於いては、これは、よほど十分な技術的な配慮と、それから、人を得るということがないといけないこと、使用側が公正だと考へることを他の政党が必ずしも公正だとは考へない。学者の中にも、専門的、科学的な知識をもって意見を述べておりながら、なおかつ、意見に大きな差異が見られる。こういうようなことを考へますと、この公正さというところは非常に困難だといふこと、特にこの問題が労働問題に對しますと、その点がひどいように考へられるわけでありまして、大体この法案は、御承知のことではあります。たとえ、道路公団とか、それから住宅公団というような法律と非常に似通った形をとって規定が作られております。ところが、道路がほしいとか、あるいは家はほしいとかという問題については、これはもうほとんど争いの余地のない国民一般の要望になっておる。ですから、こういう問題について大休公正なやり方をするということは、多くの知識、衆知を集めれば、大体において実現する可能性というものが強いわけでありまして。ところが、残念ながら労働問題というものは、賃金、一つの問題を取り上げてみても、労働者が考へる公正さというものと、経営

者側で考へる公正さというものは、必ずしも同じではない。そこで、こういうような団体ができましたときに、それを運営していく、あるいは指導監督していくというような力が何らの制限なしに行われるということになります。これはどうも、時と場合によつては非常に望ましくない結果に發展してくるといふことが大体予測し得るのではないだろうかといふふうに私は思ふわけですが、それで、はなはだ自分のことを申し上げて恐縮でございますが、しかし、私の体談談の一つになりますので、お聞きいただきたいと思ひます。が、数年前、私はかつて労働省の労働教育課から要請をされまして、労働者教育運営センターの運営委員というのに委嘱されたことがございます。そのときに、私に話しに参りましたのは、これは労働者教育のことであつて、やはり労働者の希望するというようなことも加味をして、そして大休良識的なところでもって労働者の教育を実施していきたいと思ふので、協力をしてほしいと、こういうような話であつたわけですが、そこで私は、それに参加をいたしました。一回、二回、私はそれで務めたわけでございます。ところが、私は若干、ときとして政府の政策を、労働政策を批判したりいたします。せいであります。か、運営委員でもって運営委員会にかけるといふ規約であつたにもかかわらず、いつのまにか、私に對しては案内がなくなつてくると、そのうちに、講席の講師の中からオミットされてしまふ。こういうような体談を考へてみますと、やはりこれは、そ

のときどきの政府の力が直接に及ぶような形で労働教育を実施するというようなことは、よほど考へなければいけない問題じゃなからうか。あるいは、他に私の欠点があつたのかもしれないが、私もそういうことに必ずしも適任者であるかどうかは、これは他の批判を受けなければならぬ問題でありますから、何も私が入らなかつたからといって、それをとかく不平を持つたりなどしてはいることではないことは、御了承を得たいのですが、何か手続的にも、やり方の上にも、どうも独裁的なやり方が強いのだ、そうしてそういうことはけしからんじやないかと考へて持つて出ても、どうにもしようがないような形の中に追ひ込まれてしまふ。けれども、そのときとあつてその人が参りまして、どうも君にあんなことをして、案内もしないで、非常に失礼なことをしたが、今度はもう一度協力してもらいたいと言つて、二度目そんなことになるのかと思つたら、それもお話があつたままに消えてしまひました。が、こんな体談を持つておるわけ

そこで、労働問題といふことについて、労使の考へ方の間にかんがりのへだたりがある。そこで、そのへだたりを埋めるといふようなことをあまり積極的にならぬと考へて仕事をしようといふことは、どうも労働教育を一方的ならしめる弊害を持つのだ、こういうふうな痛感しておるわけでありまして。そこで、この法律案を私ちよつと拝見いたしますと、特に会長は労働大臣の任命になつておる。そして会長は、理事五人をそのまま指名することができ形になりまして、また評議員も、一方的に指名す

ることが出来る。そうしてその下に職員機構を持つていくというように形でごさいますから、大体合議制でもってスタートをするような形では作られておらないわけですね。そういうことに對する制度的な保障というものがどうも欠けている。そうすると、こういう意見の方々があられるかもしれませんが、たとえば、道路公団や住宅公団などについて、これはまた固有鉄道なんかについても、これはみんな同じような形をとっているのではないかと。そこで、先ほど申しましたが、こういうふうな、国民全体が交通機関を必要とし、あるいは道路を必要とし、あるいは住宅を必要とするというふうな、こういう種類の問題を、大体それでもある程度法の精神を貫いていくということも、運営にある程度気をつけさえすればできるということがあるわけでありまして、ところが、こういうふうな問題については非常に困難である。そこで、たとえば日本放送協会を見てみますと、放送の公共性のゆえに、特に総理大臣が任命する場合には、国会の承認を得るというふうな形がとられておるわけですね。事柄が放送のような、国民一般に關することについては、たとえば両議院の決議によることの承認というふうな形が出るということは、これは私は、単独で会長を任命する、總裁を任命することより、はるかにすぐれたやり方であるというふうな考えられるわけですが、ここで、労働協会でもってやります仕事の性質は、どちらかというと、専門的な調査研究というふうなことに力点が置かれなければならないという意見が先ほどからも出ておりますが、もしそういうよう

な点に力点を置いていくのだとすれば、専門分野について、専門のことに關する今のような研究調査等の事業を遂行していくのには、たゞ適任であるかということについては、たとえば学術界というふうなもの、あるいは学術會議のような機関、こういうふうなものについて意見を聞いてきめていくというふうなやり方をとるならば、私は、ある程度そういう弊害は除かれるかもしれないと思うのですが、この法案にありまますような形でいきますと、もちろん、任命された人が専門的な科学的な知識を持つており、またそういう研究に従事する人でありまますならば、運営の面についても十分公正ということを考えるに違ひありませんけれども、しかし、まだ一まつ不安といつても、しかし、そういう点に残さなければならぬ、こういうふうな点に考へるのではありません。同じような問題は、任命権のみならず、解任の問題についてもありますし、監督の点にもあるわけでありまます。たとえば、この任命のみならず、解任の問題についても同じようなことが考へられるというふうなことになるまますと、人事に対する公正というふうなものは、ある程度確保できるでしょうが……

ことであるならば、これは、その弊害がある程度防げるといふふうにも考へられるのであります。私は、こういうふうな協会というふうなものができたときに、それが今から十年、二十年をたつた将来を考へてみて、果して歴史的にどういふ役割を果してやるのかというところについては、今からそれほどはつきりと予測することは困難だと思ひますけれども、ただ、教育といふこととあるいは協調ということだけを第一の主眼点として、こういうものが運営され、それから出発するということになりますと、どうしても現在の労働組合や何かを持つていける方からこれは離れた線というものが現れてくるに違ひない。そこで、そういうふうな離れた線が出てくるということになりまますと、せっかく労働者教育をやるという場合に、労働組合がこれに対して信頼をしないということになったのでは、たゞさんの財源を使つてやつた仕事というものが意味をなさなくなつてくる、こういうふうな考へられるわけですね。

ですから、幾つか代表的な点を申し上げてみたわけなんです、私としましては、法案がこの形において出るといふことについては、決して率直な評論を考へることができない、こういうふうな結論にいたつておられるかといふことが考へております。以上であります。

○理事（山下義信君） ありがとうございます。以上で、参考人の方の陳述は終りました。

○理事（山下義信君） これより委員各位の御質疑をお願いするわけでござい

ますが、藤林、野村両参考人の方は、初めから一時までというお約束でございまして、やむを得ず先に御退出になりましたので、御了承願ひます。その他の方々も、大へんお忙しい中をお繰り合せ御出席願ひしております。それから、あらかじめ、委員の方々の御質疑はなるべく簡単に、かつまた、議事も早く終了したいと存じますので、お含みの上で御質疑を願ひたいと存じます。

○片岡文重君 金森先生と樋口さんにちよつとお伺ひしたいのですが、最初に先生の方にお伺ひするのは、今も野村平爾先生から、御自分の体験を通してお話がございましたが、金森先生のお話の中にも、人事関係のことについては、しばらくは認するより仕方がないではないか、そうして将来の公正を期するより仕方がないではないかといふようにお話しただいたかと存じますが、政府の意図するところは、公正に労使の教育をし、国民の関心を深めていこうとして考へられても、やはりそこに主観ということがあるわけですから、あまりにも委嘱した役員等が政府の政策や方針に沿わない、背馳するといふようなことになつてくると、どうしても今野村さんもおっしゃつたやうなことになるかと思ひます。この点については、特にこの法案で見ましますと、会長と監事は労働大臣が任命をし、理事の任免は会長が行うといふことになつておりますが、この場合、理事の任免も、会長は独断ではなし得ないのであつて、大臣の認可が必要といふことになつております。それで一方、理事会の諮問機関である評議員会の構成である評議員も、大臣が任命を

するといふことになつております。従つて、諮問をする者もされる者も、運営する者も、ことごとくが労働大臣の任命といふことになつておつて、これらの点は、ほかのこれに類似の法人等にもこういう例があるやにはかの先生からお話があつたやうですけれども、こんなにも、もうすべてが労働大臣によつて任命をされるというものは、ほかにはあまりないのじゃないか、こう思ふのですが、こういう制度のもとで果して公正な運営が、少くとも三者から見て公正だと思はれるような運営が果して将来でできるかどうかといふことが私どもには懸念されるので、すけれども、これに對して先生は、どういふふうにお考へになつておられましようか。

〔理事山下義信君退席、委員長前席〕

○参考人（金森徳次郎君） ただいまの点は、実に困難な問題でございまして。だからして、直ちにこういう構造が完全であるといふことの断言はできません。ところが、一方から申しますると、こういう組織を動かしていくときには、どうしてもどこかに形を整えて、いわば法律上の権能ではつきり処置していく者がいることは、これまたやむを得ませんので、そこで、こういう恒久機関になりますと、なかなか適当な任命の方法がまず実際上見つからないものじゃないかと思ひつてあります。これをあまり嚴重にいたしません。その機関が動かなくなつてしまつて、たとえば、最初の人選のときにいろいろな反対意見で、こまかいところに着眼をして、この人はいけな

値打のすべてを総合判断することができなうて、ある人々のたまたま気に食わぬということがあり、これが除外されてしまうということになります。総合的によき人を選ぶということのじやまになるわけであり、それとばといつて、それも困る、そういう目分量で勝手なことをやられては困るというので、まあこういうことを一つの方法で簡単に解決することはできませんので、いろいろ複雑なしかけで、この任命及びあとの監督が出てくると思つておりますが、普通の行政部局では——多分これは、性質上からいへば行政部局に近いもの、つまり、評議員会は別といたしまして、あとは事務機関のようなものだと思います。従つてそれは、これから先はどうも私の独断に近くなりすぎるけれども、いまの公務員とは違ふけれども、身分の保障がある程度あるわけであり、やつておりますうちに、その人の良識によつて、職務上の良識というものが、自分は単に使われておるわけではない。任命は、それは順序としてある人から任命せられるけれども、仕事は、この法律の目的のために仕事をしておる、もっと大きく言えば、国全体のために、あるいは国民の輿望のために仕事をしておるのだ、こういう誇りが出てきますから、実際はそう變つたことをする人がないので、もしそれが何か筋をこわしますと、それは、どこか激しい外部からの批判が出てくるからして、あとで自動調節的に結局は排除されてしまうということになりまして、私も事務的な仕事ばかりをやつてきておつたせいかもしれせんけれども、大体その方針で人事を慎し

んでいけば、そんなにおひげのちりばかりを扱う者ばかり出てこないというふうな気がいたします。これは、私の体験でもございまして、官僚生活の中におつて、しばしば見ておるわけでもございまして、その弊害はないと思つてますが、ただ、それよりもつとてい方法があればどうだろうかということになると、それはあるでありましようけれども、よくわかりません。

先ほど私が申し上げましたように、このうちで一番自由な——自由といひますか、意思を作る上において広い範圍からとれるのは、評議員だけでございまして、多分この評議員会は、初めよき慣例を作りさえすれば、世間のいろいろな要素、資本家の方から、労働者の方から、學術研究家の方から、あるいはもつと広い一般の社会生活を考えている人からも任命せられまして、それに重点がおかれまして、この評議員会というものは非常に強くなりまして、人事等もそう無視するわけにいかぬ。任命は、大臣が任命するということになつておりますが、これは、私どもの目で見てみると、こういうところにいきますと、大臣はやはりほかの事務的な系統に支配されますから、その自由勝手なことはできぬといふことになる。論理的に言えば、公正を確保するに不完全な点もございまして、けれども、できてしまつたら、そうむやみに悪い結果を出すものじやないのではないかと。実際これは、役人じやございせんが、役人のようなものは、一べん初め考へて作ると、あとでどうにもこうにも普通の力じゃ動かぬものでございまして……私の樂觀は、そういうところ根拠を置きます。

〇片岡文重君 樋口さんにお尋ねしたいのは、これは、私ももしき聞違ひならば訂正いたしますが、先ほどのお話の中に、放送等については、基本的なものに限るべきであつて、現に紛争を起しているような問題についての放送等は避けるべきである、特にあつせんとか調停というふうなものは、労働委員会等の機関もあることであるから、そういうところをまかせて、この労働協会は、その下仕事のようなことに御意見があつたと思つたのですが、労働協会の意図してゐるところは、この労働委員会等の委員会等で資料が使われるか使われないかというふうなことが、よくわからぬ結果からいへば、じやなく、むしろ結果からいへば、できるかどうかは別として、実際に公正だと考へ、作られた資料がでるならば、これを労働の紛争を仲裁するに用ひることは、双方がそれに従うかどうかは別として、少くとも第三者の理解を深める上にはよろしいと思ひますが、しかし、この労働協会である調査とか研究というものは、そういう労働委員会等の下仕事のようなつもりで進められるものと御理解なさつておられるのか、そうじやなくて、そういうものとは全然少くとも関係なしに、労働の問題に関して調査をし、研究をし、そしてそれらの資料をいつまでも公開するということで、むしろ労働の紛争等にはこの際は無関係にいくのがこの労働協会の本旨とするところではないかと思つたのですが、こういう点について、どういふふうにお考へになつておられるのか。もう一度御説明いただきたいと思ひます。

〇参考人(樋口弘其君) 今お尋ねになつた点なんです、この労働協会の仕事は本来そういうきわもの的なものに利用されるというふうなことは慎しんだ方がいいというのが私の見解であります。しかし、やはり、このきわもの的なものを避けるとはいひますものの、実際問題として利用価値のある客観的な資料を出すということが必要だろふと思ひます。それは、今例にあげました中労委のいろいろな調停、あつせんをやつた場合にも、官庁資料である労働省の資料というふうなものが不完全であつて、かつまた、民間側の資料も不完全なものが多くて、なかなかいい、国民を説得できるような資料が出ていない。そういうような場合には、この協会が皆を納得させるような客観的な資料を出すことができれば、その資料を大いに使うことによつて、その資料に基いて中労委などが判断を下されることができれば、これは大へんにいいことだらうというわけでありませう。

〇山本経勝君 樋口さんにもう一点お伺いをしたいのですが、先ほど公述をいただいた際に、評議員会の構成にちよつとお触れになつたように思ふのですが、それで、評議員会に少くとも労働、つまり事務労働問題に関する直接の関係者といへば、一応労働者、使用者というところに、これは当事者としてなるわけですが、この評議員会がこの協会の運営に関する、あるいはその他非常に重要な事項について諮問にたえて協議をしたり、意見を述べたりするわけなのですが、ですから、労働関係の当事者間の意見が十分に反映するように運営されるべきである、こういうまあお話だつたと思ふ。そうしますと、この構成については、一歩踏み込んで考へますと、一応この大臣がいゆる学識経験者の中から任命をするということになつていますが、そういうふうな形でなくて、かりに今のお話のような考へ方からいいますと、直接これらの関係者の中で十分経験を積んだ学識者もおるわけなのであつて、そうした人々の中から選ぶということになつていけば、反映するということも成り立つと思ひますがね。これはやはり、直接理解をし、納得をして、合理的に運営されるためには、この労働の団体等から推薦を求めて、いわゆる三者構成のような評議員会にしたならば、これは適確ないわゆる意見の反映ができる、こういうふうな考へるのですが、こういう点は、どうお考へになりますか。

〇参考人(樋口弘其君) その点は、今お尋ねのあつたようなことを私申し上げたつもりなのですが、評議員は、大臣ないしは労働省の権限というものがかなり評議員に対しては及ばないと思ひますから、その点で、官僚的な立場からというよりも、むしろその協会の自体的自主性に基いて、今言つたような立場から、この労働の代表的な団体から代表を推薦させるというふうなことがあり得れば、それでうまく運営ができるならば、これは非常にけっこうなことだ。そしてその労働の立場を、それ代表する者と、いわゆる学識経験者というものからなるいわゆるこの評議員会が、当面のいろいろな問題を論議し合つて、その中から最大公約数で出てきた問題について労働協会が仕

〇参考人(樋口弘其君) 今お尋ねになつた点なんです、この労働協会の仕事は本来そういうきわもの的なものに利用されるというふうなことは慎しんだ方がいいというのが私の見解であります。しかし、やはり、このきわもの的なものを避けるとはいひますものの、実際問題として利用価値のある客観的な資料を出すということが必要だろふと思ひます。それは、今例にあげました中労委のいろいろな調停、あつせんをやつた場合にも、官庁資料である労働省の資料というふうなものが不完全であつて、かつまた、民間側の資料も不完全なものが多くて、なかなかいい、国民を説得できるような資料が出ていない。そういうような場合には、この協会が皆を納得させるような客観的な資料を出すことができれば、その資料を大いに使うことによつて、その資料に基いて中労委などが判断を下されることができれば、これは大へんにいいことだらうというわけでありませう。

〇参考人(樋口弘其君) 今お尋ねのあつたようなことを私申し上げたつもりなのですが、評議員は、大臣ないしは労働省の権限というものがかなり評議員に対しては及ばないと思ひますから、その点で、官僚的な立場からというよりも、むしろその協会の自体的自主性に基いて、今言つたような立場から、この労働の代表的な団体から代表を推薦させるというふうなことがあり得れば、それでうまく運営ができるならば、これは非常にけっこうなことだ。そしてその労働の立場を、それ代表する者と、いわゆる学識経験者というものからなるいわゆるこの評議員会が、当面のいろいろな問題を論議し合つて、その中から最大公約数で出てきた問題について労働協会が仕

〇参考人(樋口弘其君) 今お尋ねになつた点なんです、この労働協会の仕事は本来そういうきわもの的なものに利用されるというふうなことは慎しんだ方がいいというのが私の見解であります。しかし、やはり、このきわもの的なものを避けるとはいひますものの、実際問題として利用価値のある客観的な資料を出すということが必要だろふと思ひます。それは、今例にあげました中労委のいろいろな調停、あつせんをやつた場合にも、官庁資料である労働省の資料というふうなものが不完全であつて、かつまた、民間側の資料も不完全なものが多くて、なかなかいい、国民を説得できるような資料が出ていない。そういうような場合には、この協会が皆を納得させるような客観的な資料を出すことができれば、その資料を大いに使うことによつて、その資料に基いて中労委などが判断を下されることができれば、これは大へんにいいことだらうというわけでありませう。

事をやつていくというような形がとられれば、比較的一方に偏するといふことがなくなるのではないかと、ううに考えるわけでありませう。

○山本経勝君 金森さんにもう一点お伺いを申し上げたいのですが、この会長の任命の方法、これは、お話がありましたように、なかなか、私も若干の経験があるのですが、困難なものなです。ところが、この会長がすべてこの会を代表し、あるいは統理して参るわけですから、結局中心になると思ふのですが、その場合に、任命の方法が非常に困難である。困難ではあります、いわゆる大臣の任命という方式をとらなくても、他にできる方法がないものであろうか。これは、労働委員会は、御承知のように、三者構成になつておつて、その会長は、要するに地方では都道府県の知事あるいは中央では労働大臣ですかの任命ということに最終的にはなるのですが、その推薦の過程は、一応労使あるいは公益委員を通じて、公益委員の中からという限定はありますけれども、労使委員が同意をして大体推薦をする、こういうような実際になつておるわけなのです。

とつて、その決定を経たものを大臣が任命をするというふうなふうにするれば、性格的にももう少し、大臣のいわゆる思想なりあるいは施策の推進と直結した形にならないで、運営の面でも自主性が発揮できるのではないかと、うう考えるのですが、先生の御見解は、この点についてどうでしょう。

○参考人(金森徳次郎君) お説のような考え方を決して悪いとは思ひませんが、ただ、実際うまくいくであらうかというところに懸念を持っております。それは、この評議員といふのは、各方面から人をとつて参りますからして、おのおの立場の違う人が集まられることだと思います。そういう方々は、批評をするときにはいいんであります、一つの意見に固定しないように、各種各様の意見がある。それをもつと聞いておつて、まあどこかで開通いなきを期するということとは非常にいいと思ひますが、実際事務の中心となつてやつていくときにどういう方法がいいだろうか、まあこういうことに問題が移つていくわけでございます。そこには一つの問題、批評機関、執行機関といふものについては、やはり作ることにして、何か特別の差別をしなければならぬのではないかと、ううございまして、まあ私、思ひ出したけれども、たとえば今の憲法のできまうるときに、国務大臣といふものは、一人々々国会の議決を経て、そして国務大臣に任命する、あるいは何かそんなような意味の、一人一人国会の承認を得るというふうでございまして、それが、そのときに国会側の方から話がまとまらないからして、総理大

臣だけは議決で作るが、あとはそういう窮屈な制限を置かないでいた方がよいといふことで、とどのつまり、国務大臣の過半数は両院議員でなければならぬといふこととおさまつたんでございまして、その気持を尋ねていきまうと、やっぱ執行機関といふものは、ある程度直接閣内に執行する権能を持てないといふ工合が悪いからして、あまりこれに制約を加えると、かえつてまずいんじゃないか。してみれば、そういうときにはまあ何か方法はほしいですけれどもね。たとえば諮問して行かうといふふうにして、あまり人選の最後のかぎを評議員会が持たないで、もっと軽い形で評議員が意見を述べて、それを任命権者がおおよそ自分の頭で判断して、そうして取捨選択をする。そういうふうにしておきまうれば、任命権者が少し無理をすれば、そのことが客観的に広まりきつてしまひますからして、それは実際上できぬと思ひます。しかし、そこに判断を加える余地が残る。この行政機構といふものは、なかなか神経質なものでございますから、何かそういう、まあ煮え切らぬといへば煮え切らぬですが、偶然の一人二人の多数決で運命をきめるよりも、諮問して、是非善悪をもう一べんほんとうに責任者が考えてやるということが何か考えられそうなきがしますが、お説を決して反対するわけではございませうが、少し実行上思わぬ結果が出てくる心配があらうと思つております。

○山本経勝君 もう一点、今のお話は、困難性といふところに重点を置いてお考えになつておるようですが、これは、なるほど、大臣が自分の意中の人をほんと持つてきて任命するといふことは、これは事務的にも一番簡単な方法でしょうが、しかしこれは、先ほど随日さんのお話のように考えて参りますと、これはやはり、三者構成によらなければ意味をなさぬのですから、しかも、労使双方が直接関係者ですから、国民とともにこの機関を利用してこそ、適確に法の目的が達成できるのですから、そういう意味では、意見の反映といふことは非常に重大な問題です。そうしますと、そこに意見が会長によつて集約されて、執行されて参りますから、そこでトラブルが起きてはうまくなかと思ふのです。先ほど申し上げたように、労働委員会等、相当会長の選任等に非常に難儀をした例があります。私も経験があるのです。が、しかしながら、公益委員から出さう、選択をして、一応きまつておつても、労使双方の意見が全然一致して必ずしもそれはよろしいといふことにはいかぬ場合があるわけですね。一たびそうして推薦されたものが知事あるいは大臣によつて任命されまうと、代表者のもとで、みんなが協力して、機関を有効に運営するといふ努力をしていくと思ふのです。ですから、多少の困難性はあるかも知れませんが、しかし、もし評議員会を三者構成にして、さらにその三者構成で評議員会に諮問をして、推薦を求めて、そうして大臣が任命をするとか何とか、もう少しやはり機関と機能との統一、民主的な運営ができるようなふうにしていかないと、せっかくの法律そのものも、将来の運営で相当行き詰りが起るというふうなことも考えられるような気がするのですが、そういう点はどう

でしようか。

○参考人(金森徳次郎君) だんだん伺つておりますと、そういう工夫の余地があり得るように思ふのでございませうけれども、私の率直な気持ちからいへば、先にきておいて、そして評議員会の承諾を求めるといふ、評議員会の働きを少し従たる、会長選任についての主導的地位でなくて、あとで批判をして、なるだけ意見を言う、その承諾を得なければ仕方がございませんと、こういうふうには、主従の関係でも作つておけば、これは、実際問題はさうしているわけではございませうけれども、かえつてなだらかにいくのじやなかろうか。会長も、評議員がみな反対では、とてもやれることではありませうから、理屈抜きに、そういうところばいいて、お説に別に反対をしていくわけではないのです。ただ、やるべきにいろいろやりくりがむずかしいのではないかと、思つております。

○藤田藤太郎君 私は、まず第一に、松岡さんに質問したいのですけれども、三十五條の二項ですね。「労働大臣は、この法律の適正な施行を確保するため特に必要がある」と認めるときは、協会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ。」あとは自主性云々といひてありますけれども、しかし、この人事の問題にしましても、それから続いて業務の問題についても、その時の権力といひますか、政治的な支配といふものがございいうところ、現われてくると思ふのですけれども、今までに、これに類似したようなもので、先ほど野村先生は一つ

の例をおあげになりましたけれども、

とつて、その決定を経たものを大臣が任命をするというふうなふうにするれば、性格的にももう少し、大臣のいわゆる思想なりあるいは施策の推進と直結した形にならないで、運営の面でも自主性が発揮できるのではないかと、うう考えるのですが、先生の御見解は、この点についてどうでしょう。

○参考人(金森徳次郎君) お説のような考え方を決して悪いとは思ひませんが、ただ、実際うまくいくであらうかというところに懸念を持っております。それは、この評議員といふのは、各方面から人をとつて参りますからして、おのおの立場の違う人が集まられることだと思います。そういう方々は、批評をするときにはいいんであります、一つの意見に固定しないように、各種各様の意見がある。それをもつと聞いておつて、まあどこかで開通いなきを期するということとは非常にいいと思ひますが、実際事務の中心となつてやつていくときにどういう方法がいいだろうか、まあこういうことに問題が移つていくわけでございます。そこには一つの問題、批評機関、執行機関といふものについては、やはり作ることにして、何か特別の差別をしなければならぬのではないかと、ううございまして、まあ私、思ひ出したけれども、たとえば今の憲法のできまうるときに、国務大臣といふものは、一人々々国会の議決を経て、そして国務大臣に任命する、あるいは何かそんなような意味の、一人一人国会の承認を得るというふうでございまして、それが、そのときに国会側の方から話がまとまらないからして、総理大

臣だけは議決で作るが、あとはそういう窮屈な制限を置かないでいた方がよいといふことで、とどのつまり、国務大臣の過半数は両院議員でなければならぬといふこととおさまつたんでございまして、その気持を尋ねていきまうと、やっぱ執行機関といふものは、ある程度直接閣内に執行する権能を持てないといふ工合が悪いからして、あまりこれに制約を加えると、かえつてまずいんじゃないか。してみれば、そういうときにはまあ何か方法はほしいですけれどもね。たとえば諮問して行かうといふふうにして、あまり人選の最後のかぎを評議員会が持たないで、もっと軽い形で評議員が意見を述べて、それを任命権者がおおよそ自分の頭で判断して、そうして取捨選択をする。そういうふうにしておきまうれば、任命権者が少し無理をすれば、そのことが客観的に広まりきつてしまひますからして、それは実際上できぬと思ひます。しかし、そこに判断を加える余地が残る。この行政機構といふものは、なかなか神経質なものでございますから、何かそういう、まあ煮え切らぬといへば煮え切らぬですが、偶然の一人二人の多数決で運命をきめるよりも、諮問して、是非善悪をもう一べんほんとうに責任者が考えてやるということが何か考えられそうなきがしますが、お説を決して反対するわけではございませうが、少し実行上思わぬ結果が出てくる心配があらうと思つております。

○山本経勝君 もう一点、今のお話は、困難性といふところに重点を置いてお考えになつておるようですが、これは、なるほど、大臣が自分の意中の人をほんと持つてきて任命するといふことは、これは事務的にも一番簡単な方法でしょうが、しかしこれは、先ほど随日さんのお話のように考えて参りますと、これはやはり、三者構成によらなければ意味をなさぬのですから、しかも、労使双方が直接関係者ですから、国民とともにこの機関を利用してこそ、適確に法の目的が達成できるのですから、そういう意味では、意見の反映といふことは非常に重大な問題です。そうしますと、そこに意見が会長によつて集約されて、執行されて参りますから、そこでトラブルが起きてはうまくなかと思ふのです。先ほど申し上げたように、労働委員会等、相当会長の選任等に非常に難儀をした例があります。私も経験があるのです。が、しかしながら、公益委員から出さう、選択をして、一応きまつておつても、労使双方の意見が全然一致して必ずしもそれはよろしいといふことにはいかぬ場合があるわけですね。一たびそうして推薦されたものが知事あるいは大臣によつて任命されまうと、代表者のもとで、みんなが協力して、機関を有効に運営するといふ努力をしていくと思ふのです。ですから、多少の困難性はあるかも知れませんが、しかし、もし評議員会を三者構成にして、さらにその三者構成で評議員会に諮問をして、推薦を求めて、そうして大臣が任命をするとか何とか、もう少しやはり機関と機能との統一、民主的な運営ができるようなふうにしていかないと、せっかくの法律そのものも、将来の運営で相当行き詰りが起るというふうなことも考えられるような気がするのですが、そういう点はどう

でしようか。

○参考人(金森徳次郎君) だんだん伺つておりますと、そういう工夫の余地があり得るように思ふのでございませうけれども、私の率直な気持ちからいへば、先にきておいて、そして評議員会の承諾を求めるといふ、評議員会の働きを少し従たる、会長選任についての主導的地位でなくて、あとで批判をして、なるだけ意見を言う、その承諾を得なければ仕方がございませんと、こういうふうには、主従の関係でも作つておけば、これは、実際問題はさうしているわけではございませうけれども、かえつてなだらかにいくのじやなかろうか。会長も、評議員がみな反対では、とてもやれることではありませうから、理屈抜きに、そういうところばいいて、お説に別に反対をしていくわけではないのです。ただ、やるべきにいろいろやりくりがむずかしいのではないかと、思つております。

○藤田藤太郎君 私は、まず第一に、松岡さんに質問したいのですけれども、三十五條の二項ですね。「労働大臣は、この法律の適正な施行を確保するため特に必要がある」と認めるときは、協会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ。」あとは自主性云々といひてありますけれども、しかし、この人事の問題にしましても、それから続いて業務の問題についても、その時の権力といひますか、政治的な支配といふものがございいうところ、現われてくると思ふのですけれども、今までに、これに類似したようなもので、先ほど野村先生は一つ

何か体験された例がございましたら、お話しをいただきたいと思ひます。

○参考人(松岡三郎君) 私人は、今野村参考人が言われたような経験はやつたことがありません。法律的に言いますと、私、三十五条の三項によつて、そういうことがやれないという法的保障はない、そのことは確実に言えると思ひます。

○藤田藤太郎君 そうすると、そのたとえは一つの現実の法則の例、これとは全く一致しないのですけれども、これはやる方なんです。しかし、法律で、たとえば基準法の二十八条から三十条に掲げている最低賃金を、必要なときには最低賃金をきめると書いてありますが、必要なときにはきめると書いてあるけれども、最低賃金をきめたことがない。都合の悪いところはそういう工合にやっていると。ちよつとでも法律にかかわりがあったら、それによつて政治干渉を行う。こういうのが私は今の状態にたくさん例を見ているのじゃないかと、こう思つておられるのじゃないかと、そういう面から見て、法律的に二項を三項が十分にカバーするのだというのは、今、松岡先生が、それは、法律的に解釈して、カバーするものじゃないという工合におつしやるのですが、そう認識してよろこびますか。

○参考人(松岡三郎君) 私、けつこうだと思ひます。もつとも、法律的に言いますと、三十五条第三項で、自主性に不当に干渉するということに対して、法律的に救済方法がない。これに對して、行政事件訴訟特例法で干渉を拒否させる方法もありますし、民事訴訟的な方法もない。そういうふう

に、法律的に救済方法がない。ただ考へられるのは、そんなに運用をよくする——おれを信用してくれという、信用だけの問題です。信用だけの問題です。私は法規行政ではないと思ひます。最後の最後まで法的な担保がなければ信用できないということだと思ひます。今の人はいいですけれども、十年の後に非常にひどい人が労働大臣になって、自主性に不当に干渉した場合に、全く手がないうこと

○藤田藤太郎君 きよりの参考人としてお見えになりました方々の多くの意見は、この問題に対する主要点、調査研究というものと教育との関係について、教育の問題に対するこのような構の危険性というものを、大なり小なりお述べになつたと思うのですが、問題は、それに関連して、人事と運営という問題がやはり問題点として、私たち十分このたび聞かしていただいたと思うのですが、そこで、私たちの一番懸念している問題は、まず、この協会がどのように運営されていくか。その基礎になるものは運営する人事の問題、そこにやっぱ一番の大きな問題がある。あわせてその次に今のような問題、権力支配という問題に引つつかつて参りますと、これは必要だと言われるお方の中においても、やはりその人事の次に運営だから、このよう

先生、樋口先生にお尋ねがありましたから、私は、その問題についてお聞きしたしませんが、ただ、樋口さん一つだけお聞きしておきたいのですが、国民に対して労働関係、労働問題を認識さすというのは、ちよつとおこがましいけれども、してもらうという、またしてももらいたいという、この意欲的な立場から、今の法案のような人事権、それから、それにつながる運営という格好で、労働者の主張と、それから使用者の主張というものは、何かきわもののは困るとおつしやいました

が、その通りでございましょうが、一つの問題をとらえても、やはり自分本位になつてやつていく面が多いと思ひます。たとえば、一つの例をとりますと、生産性向上運動という問題には、いろいろ意見のあるところをございませうけれども、しかし、合理化運動と違つて、国の経済への生産性運動という言い方、それから次に、国の経済の繁榮の中における、上つた利益について三分主義ということが唱えられて、そして具体的な事例によつて相当な利益が上つてくると、労働者の生活の問題についてはストップされる。生産性向上運動は、使用者ばかりじゃございませうけれども、具体的にその活動の中から出てくる労働者の生活という問題になつてくると、びしょとス

で、今のようない人事、運営というものが予想され、それで調査研究、それが発展して、今度は教育というように発展するところにおいてですね。労働者にはプラスであるという工合におつしやつたと思うので、そこらあたりの辺が少し私は——その状態の中に運営されるのでは、労働者側にむしろプラスであるとおつしやつた、そのところあたりの話を少しお聞きしておきたい。

○参考人(樋口弘其君) ただいま御質問のありました点ですが、これは非常にむづかしいところですが、先ほども例に出ましたけれども、現在国の予算で直接まあ労働関係の仕事をやつておる中労委のような機関、あるいは、労働省の婦人少年局のような機関がありまますが、このような、直接行政的な仕事をする機関の運営も、その婦人少年局長ないしは中労委の委員、会長というものに人を得た場合には、労働者側にとつてマイナスの面ばかりではなくて、プラスの面が多い活動をしておるということは、これはやはり、客観的に認めなければならぬことだと思ひます。その意味におきまして、そういった国の直接の行政機関的なもので、その運用によつて、ないしは人を得ることができると、ある程度成果を上げることもできるわけでありましから、特殊法人である労働協会ができた場合には、今言つたいろいろな危険性がありましかるけれども、労働者側にとつて、プラスになるというまあ予想が成り立つ、推測がなされるわけでありま

この労働組合の指導的な幹部とか、あるいは学者とか、そういった一部の専門的な人々の意見は別といたしまして、やはり現実には、労働問題に對しては、これに触れたがらないというか、労働問題ということすら口にすることをばかるといったような風がまだ残つておる。それだけ日本の労働関係というものはおつておる。こういう実情があると思ひます。そういう意味におきまして、一般的な労働関係の問題に関する認識を深める作用をこの労働協会が果たすということは、これはまあ言い得ることだと思ひます。特にまあおつた経営者や、あるいは組織されない労働者——一般の中小企業や何かに働いておる人たちに對する影響力というものを考えます場合には、やはりこの労働協会というような協会ができて、国がそこに十五億というような金を出して、そして活動しているのだということは、その及ぼす影響というものは、必ずしもマイナスの面ばかりでなくして、非常にプラスの面があるというふうには私は考へるわけでありま

○藤田藤太郎君 わかりました。それで、やはり問題は、中労委は三者構成です。一つの調整機構の役割を持つておる。少年婦人を今例にあげられましたが、少年婦人を今例にあげられましたが、少年婦人に対する考え方というものは、戦後非常に變つてきておりますから、その面では、マイナスばかりじゃなく、プラスの面もあるという御意見に對して、そうだと思ひます。ただ、今のこの理事六人、会長を含めて六人、監事、評議員を全部今の政府の大臣の任命という形で、それをわれわれはなし得るかどうかという懸

午後三時一分開会

○委員長(阿具根登君) 再開いたしました。

委員の異動を報告いたします。四月二十一日付をもって西田信一君、西岡ハル君、横山フク君が辞任され、その補欠として、塩見俊二君、植竹春彦君、井上清一君が選任されました。

○委員長(阿具根登君) けい肺及び外傷性せき癆障害に関する特別保護法の一部を改正する法律案、労働基準法等の一部を改正する法律案、右二案を一括議題といたします。質疑を願います。

○山本経勝君 前回委員会で御質疑申し上げた中で、資料の食い違いがありまして、一応再度御提出いただいたのをごさいます。それに基いて御質問申し上げたいと思います。そこで出された資料の、けい肺法改正案による所要経費内訳という資料ですが、これはまず順序を追っていきましますならば、今回問題になっておる一部改正案に対する、労働省として積算をされた経費の見積りの内容、初年度転換給付について見ますと、人員にして五百七十五名が出、そして金額にいたしまして四千七百万円ということになっておる。さらにこれを平年度に直しますと、人員にして一千三十四名、金額にいたしまして八千五百万円、こういうふうな非常に人数も多ければ、従って金額も増大しておるわけです。ところが、このような状態であることを少し掘り下げて考えてみますと、現在ここで初年度に当るのは昭和三十三年度であると思う。そこで現在昭和三十三年度の予算内訳を見ますと、転換につき

ましては対象人員が三十三年度ではわずかに七十五名、けい肺に関する労働省の出された三十三年度予算の中には七十五人と出ている。これは予定数になると思うのですが、そこで、三十二年度は今お話があるように五十四名というのをはつきり御説明になっておる。そうすると、三十三年度が一応ここでは初年度に引き当てられるとするならば、五百七十五人という多数の人員は、社会党提案の法案による積算によればこういうふうになる、こういうふうなことなんでしょうか。あれでは非常に私は理解に苦しむ。三十二年度における勧告が五十四名であつて、これはすでに勧告がなされている。これは当然転換の対象人員と考えられる。すると、三十三年度になりますとこの人員がかく飛躍的に増大する、こういうふうには考えられぬと私は思うのです。この点、局長はどういうふうにお考えになっておるか。

○政府委員(堀秀夫君) 転換給付の勧告の実施につきましては、先日の委員会で御説明申し上げましたように、勧告を実施する前に労使の意見を聞きまして、それで労使とも勧告をしてもらつてけい肺法改正案、このようない見が出ましたときに勧告を実施するようになつておるわけでございます。その原因はいろいろございまして、やはり何と申しまして転換後の賃金が減額する、というのが一つの理由ではないかと思つておるわけでありまして、そこ、今回の社会党の提出された法案によりますと、転換後減額した賃金の差額を三〇%を限度として補給する、このようになつておる、これを、われわれの方の見込みといたしま

しては、大体第三年度に該当するものの二割程度が勧告の対象になるのではないかと。このように考えまして、四百三十七名の勧告を受ける者が出てくるのではないかと。これに加えて、事業主の実施します健康診断の結果、第三年度と判明しましたものについて、やはりその二割程度がなるのではないかと。これに既存の約五十名の転換済みのものを加えますと、五百七十五名の数字になる、このように推定した次第でございます。

○山本経勝君 実態としては、早期に発見をし早期に転換をすることによつて、症状の進行を阻止するということ、基本的にはこの立法の精神ではないかと思つたのですが、その点は局長はどう解釈しますか。

○政府委員(堀秀夫君) そのように考へております。

○山本経勝君 そうしますならば、これは局長が今おっしゃつたように、少くとも所要の人員は、最小限度に見積つても五百七十五人転換によつて保護すべきである、ということだと思つたのですが、それは違いますか。

○政府委員(堀秀夫君) このような措置を講じまして、転換の勧告をいたす、このようになつておるわけは、やはりわれわれとしては、二割程度は勧告を実施する事態が出てくるのではないかと、かように考えます。

○山本経勝君 その点がちよつとどうも私おかしいと思つたのです。少くともこの法は、特別保護法とつたておるように、しかもこの法律を制定する当時から問題になつたのは御承知の通りなんであり、少くとも一度かかつて、これが全快をするという見込みは

非常に薄いのだ、あるいはないのだという状態であるから、それで特別に保護をしようという人道上の見地に立つたと言われた。そうしますと、その転換によつて給付が低下して、そうしてしかも生活に困窮するというような状態ではないかぬので、少くともその点の改善をして、転換を希望する者、あるいは必要とする者については、もっと大ぜい転換をしていかなければならぬ。つまり今までの検査の実績を見まして、千六百数十名という多数の人がすでに対象の人員に一応なつておるわけですから、そこからほとんどそのすべてを包含してそうして転換をさせ、そうして症状の進行を阻止することによつて、一日でも長く生きてもらつて、というのが、私は本来の姿であり精神であると思う。ところがそういうようなものはおかふりをしておいて、そうして三十三年度の予算には七十五人の対象人員として、予算額にして百三十三万六千円という、まことに束ねた状態の予算が組んである。これは少くともこのことがあればこそ、何べんも繰り返して言うのですが、あの制定時の付帯決議をごらんになれば、第一項に出たおのり、こういうことを予想しておつたからこそ、これは全会一致をもつて付帯決議が認められた。そうしますと、そういうものについては、けい肺審議会に諮つて目下審議中でありまして、いかにもけい肺審議会はまともに開かれておらない状態。しかも小委員会に付託してあると言われま

すが、小委員会が最近開かれたような実情は聞いておらぬ。そういうようにならずに、法本来の精神を殺しやるもの

念が第一にある。だから、随口さんも、そういうやはり人事の問題や運営の問題の公正化ということの前提のもとにおつちやつておることだと思ひますので、私も、そういう工合に理解をしたいと思います。そうではないと、たとえば、中労委が三者構成である、そういうものの中で事が行われて、やはりマイナスばかりじゃない、プラスの面が出てきているというものに通じるという工合に理解してよろしゅうございませうか。

○参考人(樋口弘其君) まあ多少言葉のニュアンスの違いはありますが、けれども、大体そういうことだと思ひます。

○藤田藤太郎君 いや、ありがとうございます。

○委員長(阿具根登君) 参考人の方々に對する質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

参考人各位には、長時間にわたり、貴重な御意見をお聞かせ下さいまして、まことにありがとうございます。この機会に、委員会を代表いたしまして、厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

本法案に対する本日の審査は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

休憩いたします。

午後一時四十六分休憩

は、あるいは法の趣旨を抹殺しようとして試みておるものは、むしろ労働省当局であり、特に基準局の所管の部局における怠慢ではないかと私は思うのです、この点どう考えるか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、これも今まで申し上げておきます通り、けい肺審議会においてこの問題を検討しておるわけでございまして、それで現行法のもとにおきまして、転換の勧告を実施する前には、労使双方の意見を聞いた上で勧告を実施してまいりたい。こういう審議会の御意見であります。そこでそれによりまして現在勧告を実施する前に、労使双方の御意見を伺ってやつておるわけでございまして。その結果は、ただいま申し上げましたように、転換給付の額が現在は一月の一時金というようになっているのであります。他のその後毎月の賃金の差額等を考慮いたしますと、労働者個人も喜ばれない場合があるわけでございまして、現行法のもとにおきましては、今のようなり方を行うのが適当である。このような審議会の意見に基いて実施しておるわけでございまして。今回の法案によりますれば、転換給付につきましては条件が向上するわけでございまして、従って、今回の法案を実施いたします場合には、第三症度の中で転換を行うものが相当率が高まるのではないかと、それを二割と見込んだわけでございまして。

○山本経勝君 局長、私は、そういうような現行法上の事務手続の問題を伺っているのではない。法本来の精神にのっとりてみれば、もう一ぺん申し上げますが、この法は気の毒な、回復

することのないと言われているこの病にかかった、しかも職業上の問題として生活につながるのと同時に、生産にながらる実態の中で、やむにやまらず病気がかかって、しかもなおらないのだという状態にあればこそ、特別保護法という法律の精神にのっとりて、人道的に解決したいというのが立法精神である。ところがその立法精神とはこの事実を合わんのではないですか、ということをお伺いしている。決して、現行法上の事務手続あるいは労使の意見を徴して、というようになことを私は伺っているのではない。本法本来の姿において、目的において合致しない取扱いが行われておるといふ状態は遺憾であるし、しかも、制定当時にはこのことがあらかじめ審議の過程で明らかにされたので付帯決議がついておる。付帯決議の第一項にはこのことが取り上げられておる。それを手続上審議会に諮っておりますからというので延ばしていただくという行き方は、あまりにも法そのものを無視した、法の精神を抹殺した労働省のやり方ではないか。しかも、それを直接所管しているのは基準局であるから、局長さんは怠慢でなかったかというのを、私は悪い言葉でいえば責めているわけで、それに対する法本来の精神にのっとりてどうあるべきか、という所信ぐらゐは表明されていいと思う。少くとも私はそういう事務手続の問題をどうかこうか、こういうことを申し上げているのではない。もう一度よくその点をはっきりしてもらいたい。

○政府委員(堀秀夫君) 転換給付をこれにより増額いたしますことになりますれば、その見地からけい肺に罹患

しておる労働者の保護は向上するものである。このように私はもとより考えております。

○山本経勝君 その保護を向上させるといふのが法の目的ですね。そうしますと、今の給付が不十分のために、転換することを好まない状態に放散される、ということに逆になるのですよ、現行法でいけば、ですからその改正案が出ておるわけですから、そうしますと、むしろ労働省としては進んで法改正をし、あるいはこうして出た状態で転換給付が低下するために生活に支障がくるから、というように心配をなくするようにして、進んで、千六百数十名に上る多数の検診の結果、第三症度でないしその他の人々に対する予防といえますが、予防の一環となると思うのであります。少くとも症度の進行を阻止して長生きをせよという、という人道的見地の精神が生かされるのではないかと、そういう点がなぜやれないのか。この点は局長さんからよく説明していただきますとわかりませんか。

○政府委員(堀秀夫君) これも前から申し上げておりますように、この点につきましては、けい肺保護法の立法のときにも、すでにこの問題あったと思ふのでございまして。しかしながらこの法律によりますれば、成立いたしました法律においては、一カ月の転換給付というところで成立いたしましたわけでございまして。ただそれに付帯決議がつけまして、この増額について考慮を行うべきである。このようになっております。

が、これはもとより法律を改正しなればならない問題であります。そこでけい肺保護法の改正等の重要な問題に

ついては、けい肺審議会の議を経る。このように法文にも書いてありますので、われわれとしてはこの法の各章に基いて、けい肺審議会の意見を伺っておいたわけでありますが、遺憾ながら今日までそれがまとまるに至らなかった。これが実情でございまして。

○山本経勝君 この事務的な経過はたびたびお伺いしているんですが、私はどうも当局側が怠慢にしておられるという印象を受けてならぬ。怠慢ではないのだということがあなければ、その点を御説明願いたいのですが、それに合せて、平年度の千三十四名という対象人員が生れる、という算出の基礎はどういうところにあるのか。それも合せて御説明をいただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、ただいま怠慢ではないかというお叱りを受けましたが、われわれの方といたしましては、けい肺審議会にお願いいたしまして、一日も早くこの成果を得るように諮問をしておいたわけであります。私も昨年の七月から任以来、われわれ事務当局といたしましては、従来よりもけい肺審議会の開催日数は活発に開催いたしました。特に昨年の十一月以来は相当活発な御審議をいただいております状況でありまして、われわれとしてもこれに對しまして積極的に開催を行うように努めておるわけでございまして、まあ、結果は労働中立の意見がまとまらないために結論が出ておりませんが、われわれとしてはできるだけの努力をいたしておる所存でございまして。

それから次に、平年度の千三十四名と申します数字は、これは大体従来の実績に徴しまして、政府が実施した

健康診断の結果、第三症度でありましたものの二割程度が、この転換を実施することになるのではないかと。このように考へておるわけでございまして、それが結局初年度におきまして政府の実施する健康診断の結果、転換を実施するといふものが四百三十七名、それから事業主の実施する健康診断に基くものが八十七名、それに従来まで転換済みのもの約五十名を合せて、初年度は五百七十五人になるわけでございまして。それがその後におきまして、政府の実施した健康診断に基くものの四百三十七名のうち、毎年五割程度はあるいは第四症度へ進行し、あるいは死亡される方もあります。あるいは自己退職される方もあります。それから事業場配属がえによって抜けられる方もあると思ひますが、このような転換率は毎年五割と推定いたしまして、この四百三十七人に毎年少しずつ五割ずつ減減して参る、このように推算いたしました。

○藤田藤太郎君 関連。ちよつと途中ですけれども、局長いろいろ説明してくるのはいいいけれども、資料をけさ渡すというのが、資料がわれわれはな

○政府委員(堀秀夫君) 資料は、この資料を差し上げてございまして。その資料の御説明をしておるわけです。そこで、今のような計算方法を用いたわけでございまして。

それから事業主が実施されます健康診断につきましては、これは大休初年度八十七名と推定いたしました。これも大体二割が健康診断の結果転換の対象となる。このように考へまして、これは毎年漸増して参るわけでござい

す。それからすでに転換済みの方の五十名はそれにプラスされる。このような形で参りまして、平年度と申しますのは、これは現在の第三年度の発病年令を平均四十三才、これは従来の大体系績をとっておりまして、四十三才といいたします。それに對しまして、これが五十五才まで支給するということになっておりますので、大体十二年度目が平年度になる。このようにいたしまして計算をいたしますと、以上のようなものを合せて十二年度は一千三十四名になる、このように推算したわけでございます。

○山本經勝君 皆さんの方には、私の手元にあるような資料はないわけですよ。これじゃわからない。予算やそれから検査の実態、こういうものがなければ、やはり困ると思うのですね。

○委員(阿具根登君) ちよつと速記やめて。

〔速記中止〕

○委員長(阿具根登君) 速記始めて。

○山本經勝君 そこで、もう少し、これは同じ問題ですから一緒に検討をしたいのですが、四年度で療養をする、その療養給付の対象人員が五百八十七名、そうして金額にして七千八百万円、こういう数字が出ておいて、これが平年度になりまして七千三百十六名の人員で十二億三千万円という予算になっている。まことに飛躍的に増大をしているわけですが、この積算の基礎というものは一体どういうものなのか、局長さんの方から御説明をいただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) これにつきましては、毎年の新患者を一応一定と仮定いたしました、従来三十二年度末に

おきまして、けい肺法による保護を受けておった者の人員の二分の一を、毎年発生者と推定したら適當ではないか。このような見地から、三十二年度末のけい肺保護法による受給者を八百六十八名といまして、それを二分の一にいたしますと、四百三十四名でございます。それから脊髄損傷の患者につきましては、同じく三十二年度末の保護を受けておる患者を三百七十二名といたしまして、その二分の一、百八十六名、これが毎年発生すると、このように推定いたしましたわけでございまして、それから以上のような推定に基づきまして毎年、初年度、二年度、三年度という工合にふえてくるわけでありまして、平年度と申しますのは、けい肺患者におきましては、けい肺の平均余命年令これを十年といたしましては、それから脊髄損傷の患者につきましては、余命年令を十六年といたしました。これは従来のけい肺患者の死亡率、及びイギリスにおきましては、けい肺結核の資料等を参考といたしまして、平均余命年令を九・三年といたしておるわけでございます。これは三、四年前の数字でございます。で、結局その後の医学の発達等を考慮すると、まず十年といたすのが適當ではないか、このように思つたわけでございまして、結局そのようにいたしますと、平年度と申しますのはけい肺におきましては十年目、脊髄損傷については十六年目になるわけでございまして、そのけい肺について

であつて、この療養給付を受けます者は、平年度におきまして平均四千三百四十名、それから脊髄損傷の療養給付を受けます人員は、十六年目におきましては平均二千九百七十六名、このようになりまして、以上を合計いたしますと、七千三百十六名になるわけでございまして、これが平年度に要する給付人員である。このように一応推定したわけでございまして。

○山本經勝君 今局長の方から説明をいただいたのですが、三年度から四年度へ、あるいは一年度から二年度へ、二年度から三年度へという進行状況が、これは非常に必要なんです、その状況を一つ御説明願つておきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) これについては、大体におきまして、五年くらいを一つの転換といまして、症状が一度ずつ上つていくのではないかと、このように推定しております。

○山本經勝君 初年度というよりも、この法によるのじゃなく、現行予算の中でいわれているもの。

○山本經勝君 いや、そういうことを聞いてるんじゃない、現に三十三年度以降において検査をしてあるいはその前に、すでに罹病あるいは患者で療養中の者もあつたのでしようが、とにかく進行した実態というものはないので、一年度から二年度へ、あるいは三年度から四年度へというふうには、三年度の悪化したという具体的な事例。

○政府委員(堀秀夫君) その点につきましては、まだ資料は手元にございませぬ。

○政府委員(堀秀夫君) 平年度におきましては、この実績を基礎にして延長するわけでございまして、ただいまのお尋ねは、おそらく、この現行法のままのものとで実施すれば、平年度がどのくらいになるか、こういうお尋ねだと思ひますが、これはまだそこは計算したものが手元にございませぬけれども、大体これと同じ人員が平年度になるだろう、このように思つておりますが、詳しくは、なお積算をいたし

○山本經勝君 そうすると、たとえば療養給付の対象人員を五百八十七名といふのは、今出して審議中の法案を對象にして一応ここに上げられておる。こういうことなんです、そうすると、三十三年度予算の對象人員といふのは九百何名、千何名ということになるのです、千何十名ということに。三十三年度の労働省の予算の中に出ておる對象人員といふのは、これはどういふ関係になつておるのか、そこをちよつと御説明いただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 先ほど申し上げました五百八十七名と申しますのは、結局三十二年度末におきましてけい肺の第四年度といたしまして、療養給付を受けておる患者が八百六十八名でございまして、これが二年間で累積いたしましたので、二で割りました四百三十四名、このようにいたしましたわけでございまして。そこで、初年度におきまして、年度当初の受給者二百七十七名と四百三十四名をプラスいたしまして、六百五十一名が年度末におけるけい肺の療養給付を受けるものと、このように推算いたしましたわけでございまして、その二百七十七名が年度初め、年度末が六百五十一名でございまして、これを合計いたしまして平均いたしましたので、四百三十四名になりますので、これを初年度におけるけい肺の療養給付を受ける患者数と推定いたしました。

○山本經勝君 初年度というよりも、この法によるのじゃなく、現行予算の中でいわれているもの。

○山本經勝君 そうすると、その計算でいいますと、平年度になるとどういふことになりますか。

○政府委員(堀秀夫君) その点につきましては、まだ資料は手元にございませぬ。

○山本經勝君 初年度というよりも、この法によるのじゃなく、現行予算の中でいわれているもの。

○山本經勝君 そうすると、たとえば療養給付の対象人員を五百八十七名といふのは、今出して審議中の法案を對象にして一応ここに上げられておる。こういうことなんです、そうすると、三十三年度予算の對象人員といふのは九百何名、千何名ということになるのです、千何十名ということに。三十三年度の労働省の予算の中に出ておる對象人員といふのは、これはどういふ関係になつておるのか、そこをちよつと御説明いただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 先ほど申し上げました五百八十七名と申しますのは、結局三十二年度末におきましてけい肺の第四年度といたしまして、療養給付を受けておる患者が八百六十八名でございまして、これが二年間で累積いたしましたので、二で割りました四百三十四名、このようにいたしましたわけでございまして。そこで、初年度におきまして、年度当初の受給者二百七十七名と四百三十四名をプラスいたしまして、六百五十一名が年度末におけるけい肺の療養給付を受けるものと、このように推算いたしましたわけでございまして、その二百七十七名が年度初め、年度末が六百五十一名でございまして、これを合計いたしまして平均いたしましたので、四百三十四名になりますので、これを初年度におけるけい肺の療養給付を受ける患者数と推定いたしました。

○山本經勝君 初年度というよりも、この法によるのじゃなく、現行予算の中でいわれているもの。

○山本經勝君 そうすると、たとえば療養給付の対象人員を五百八十七名といふのは、今出して審議中の法案を對象にして一応ここに上げられておる。こういうことなんです、そうすると、三十三年度予算の對象人員といふのは九百何名、千何名ということになるのです、千何十名ということに。三十三年度の労働省の予算の中に出ておる對象人員といふのは、これはどういふ関係になつておるのか、そこをちよつと御説明いただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 先ほど申し上げました五百八十七名と申しますのは、結局三十二年度末におきましてけい肺の第四年度といたしまして、療養給付を受けておる患者が八百六十八名でございまして、これが二年間で累積いたしましたので、二で割りました四百三十四名、このようにいたしましたわけでございまして。そこで、初年度におきまして、年度当初の受給者二百七十七名と四百三十四名をプラスいたしまして、六百五十一名が年度末におけるけい肺の療養給付を受けるものと、このように推算いたしましたわけでございまして、その二百七十七名が年度初め、年度末が六百五十一名でございまして、これを合計いたしまして平均いたしましたので、四百三十四名になりますので、これを初年度におけるけい肺の療養給付を受ける患者数と推定いたしました。

の必要がある人員である、このように
推算したわけでございます。

○山本経勝君 平年度の場合の算出に
当って、けい肺患者の余命年数を十

年、しかもこれは英国の例を参考にさ
れたと、それで、脊髄骨折等の脊髄傷
害に對しては、十六年という余命年数
が見られる。これは、大體医学的には
根本的な明瞭な基礎はないのですか。

○政府委員(堀秀夫君) これにつきま
しては、実はなかなか推定が困難なわ
けでございまして、一応われわれ
が、現段階におきまして、信憑し得る
数字として、二つのものをつた

わけでございます。すなわち一つは、
従来の最近の資料におきましてけい肺
患者の年間の死亡率、それからもう一
つは、他に例がありませんのでイギリ
スのけい肺結核の資料を参考といたし

ました。そこでまず第一に、最近の資
料によりましてけい肺の年間の死亡率
を見ますと、大體療養者の五割という
ことになっております。この死亡率か

ら推算いたしますと、けい肺患者の
余命年数は十年となるわけでございま
す。一方におきまして、イギリスにお
きますけい肺結核の資料、これは数

年前のものでございまして、これを一
応参考にいたしますと、その平均余
命年数は九・三年となっております。以
上のようなことを對比して考えますと

と、一応十年というふうな平均余命年
数を仮定することが適當ではないか、
このように考えたわけでございませ
な。なお次に腎臓患者につきましては、

平均余命年数は十六年ということにな
るわけであります。これを根拠といた
しまして十六年と推算いたしました次
第でございます。

○山本経勝君 しろとですかからよく
わかりませんが、脊髄傷害等の場合
に、現にあるけい肺の場合も同様だと
思うのですが、この患者で、そうして

それが實際年間死亡率が何%かと言わ
れましたが、そういうようなものが比
例になつて、この余命年数というもの
がはつきりつかめるかどうか、非常に

疑問があるのじゃないかと思うので
が、そこら辺はどうなんですか。
○政府委員(堀秀夫君) これはやはり

死亡率から逆に推算いたしますと、
一応以上のようなことも推算されるの
じゃないかと思うわけでございませ

ただそれからはお申し落しました
が、これにつきましては、そのけい肺
の患者の発病年令は平均四十八才で
ございまして、それから現行のけい肺法

終了するものの平均年令が五十三才で
ございまして、この時期におきまして
生命保険等を使いまして、その統計とし
て使われております常人の平均余命

年数を見ますと、この場合には約二十
年になるわけでございまして、それか
ら若くもあるわけでございまして、平
均三十二才、現行のけい肺法の終了

それからイギリスにおきましてけい肺結
核の資料、これを見てやりますと、大
體この辺のところが出てくるわけで
ございまして、むしろこれは今後におき

ます医学の進歩、治療方法の進化、そ
の他いろいろの要素を加味しなければ
なりませんが、これが絶対正確であ
るとこのようにはむしろ申せません

けれども、一応現段階において推定し
てみるということになりまして、大體
今の程度のところを推定できるのでは
ないか、このように考えている次第で

あります。
○山本経勝君 そうしますと、初めに
ちよつと帰りますが、転換給付の問
題、それから療養給付の問題、あるい

は休業給付の人員は、一応対象人員
は同数になりますか、こういうよう
な状態で、検査の結果、この前申し上
げたのですが、第三年度で三十一

年間の患者が千六百三十八名という多数が
出ています。さらに第四年度で千二百三十
一名が出ています。このような多数のけ
い肺患者が出てくるわけですが、それ

を今度は現に療養の場合には、すでに
療養期間の二年が切れて、そうして死
を待つばかりと、しかも生活の方法は
ない、こういう状態に追い詰められ

る。それからさらにそういう破局に追
いつめられないようにするために、作業転
換を奨励して、そうしてそれによつて
症度の進行を阻止するということが、

がなされる必要があるわけですが、
これは早急に今三十三年度予算につ
いてどう言う言つても仕方がないので
すが、やるという熱意があるならば、私

はできる問題であつたと思う。遺憾な
が、それがやられないところに、今回
の提案者による法改正が提案されて論
議になつた。こういうことなんです

が、そこで局長によく伺ひをして
きたいのは、少くともこの発議者
によつて提案されている法案の通過に
よつて、今の一番困つてい

る問題は、やはり療養期限が切れて、そうしてあ
らう療養期間が切れて、それから
どうするかという問題と、それから
そういう状態に追い詰められて、少

くとも転換を推進することによつて症
度の進行を阻止するという手もある。
この二つとも幸ひにここで一部改正が論
議されているのであるから、それを基

準局長としては、当面の責任者として
推進なさるお考えがあるのかどうか。
あるいは反対に、すでに言われており
ますように今年度の、三十三年度の予

算、現行法に基づく予算の中に出されて
おるうちに、七十二名という転換で押
え、そうして療養期限の切れた者は仕
方がない、こういうような見方してく

るお考えなのか、そこら辺を一つ根本問
題ですからお伺ひしておきたい。
○政府委員(堀秀夫君) 療養給付の問
題につきましては、ただいま御指摘の

として必要ではないか、このように
思つております。その意味におきま
して、事実上の療養を継続させる措置に
ついては検討いたしておりました、こ

れにつきましては、もとより善処いた
すつもりでございます。
なお、それと並びまして、さらにこ

れよりも現在のけい肺保護法におきま
するものもろの保護措置、救済措置を
さらに向上させる、このような問題に
つきましては、これはけい肺患者、せ

き損傷患者の保護の見地からはま
ことにけつこうなことであると私は
思つております。ただこの問題が、こ
れも先日の委員会において御説明申し

上げました通り、予算的にどのような
ことになるか、それからこれを現在御
承知のように国庫と使用者の二分の一
ずつの負担にしておりますが、この

負担金及び予算が増額することになり
ますので、この点をいかに解決する
か、それから他の労災保険による補償
との均衡をどのように考えるか、こ

のようなことを総合的に考えなければ
ならぬと思つておるわけでございま
して、以上のようなことにつきまして、
事務的にはけい肺審議会の御意見を

伺ひまして、なるべくすみやかな機会
にけい肺患者の保護も全うされ、か
つ、他の給付との均衡もとれ、それか
ら国庫負担、使用者負担の問題につきま

一

九

七

第

七

部

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

か、あるいはその他に期待されておるのか、そこがよくわからぬ。むしろ期待するのではなくて、この期待は私たちがやりたいわけなんですか。一向積極的にやっていただかないで期待をこちらにされるというのでは、これは本末転倒の気がするのですが、まあそれもやむを得ぬかもしれぬ。そこで、こういう提案がなされておるといふことも言えるでしょう。ですが、私の言っておるのは、お心持は一致しておるような気がするのです。そうすると、せっかく出されたこの法律が生きて役に立って、幸いにけい肺患者の哀れな実情が多少でも救えるということになることが望ましい。この点は私は逆を押しつけるではありませんが、局長さん反対ではなからうと思うのでありますが、そうすればむしろ進んで推進をしていただく役割が基準局に、あるいは局長さんにおありではないかと私は思う。そうしますと、これは積極的に推進するということ、何に期待されておるかわからぬが、ただ期待をされておるといふのはこれはずいぶん意味が違ふと思う。大臣もそばにおいでになるのですが、大臣からでもいいです、一つその点をはっきりお聞かせ願いたい。

○国務大臣(石田博英君) けい肺患者及び外傷性せき腫患者の処置につきましては、しばしば申し上げております通り、これが労災法あるいはけい肺特別法の給付が切れたからといって、それをそのままに放置すべきものではないと存じておるわけでありませう。従いまして、政府といたしまして、前のけい肺法通過の際の付帯決議の趣旨もございまして、また、ただいま申しま

した人道上の見地もありますので、けい肺審議会のすみやかな御結論が出ることを希望も期待もいたして参つたわけでありませう。しかし、なかなか今までの結論が出ないのは非常に遺憾であります。これもだんだんと結論を見つつある状態でございます。しかし、それだからと申し上げて、すでに現実にはけい肺法の対象外に放置されている人も相当数あつておりますので、それに対して適切な措置が講じられなければならないと存じておるわけでありませう。政府としても、けい肺審議会の結論が出て、立法措置が講ぜられるまでの間の最小限度の措置について準備はいたしているわけでありませうが、なお現在これにつきまして、さらにより効果的な方法が講ぜられるかどうかという点について検討中でありませう。しかしながら何と申しまして、けい肺法におきましては、重要な事項はけい肺審議会の議を経て行ふということになつておりますので、それが政府がみずから進んで立法措置その他の措置を講じます前提になつておる状態でございます。政府としては、そういう法律に規定してあります手続をできるだけすみやかに、急ぎまして、政府自身の措置を講ずる準備中でございます。しかし、ただいまけい肺法改正についての提案がなされておりますし、その内容その他につきましても、政府として検討いたしておりますが、政府がみずから進んで積極的にやりますためには、現行けい肺法におきまして手続上の問題が残つていふことを御承知いたされたいと存ずるわけでありませう。

○山本経勝君 ちろん審議会の問題は今まで何回か大臣とも言い争つてきたことであつて、仰せの通り審議会にかつておることは私も存じておる。また、その下に小委員会が作られてけい肺法改正に関する意見の検討もなされておる、こういうことも聞いておるのです。ところが問題は、そういう手続が当然踏まれるべきである、しかも、もつとすみやかに進行すべきであるといふことなつておる、その誠意のほどが疑われるといふことをわれわれが、さういふ申し上げておるわけでは、そこで、今の大臣の言葉を借りれば、有効な他の方法というものは簡単にはなかなか見つからないと思つておるのです。そこで、現に出されておる一部改正によれば、一応当面の患者の困窮を救済し、満足ではないけれども救済し、あるいは将来の予防措置を相当に強化することができ、さらにまた転換ゆるゆるの進行を阻止するという基本的な問題が推進できるように一応なつておるわけなんです。そうしますと、これはそういうようなものが有効的な、効果的な方法であるわけですが、そういうものを推進していただくことの方がいろいろ論議をするよりもよほど即効になる、即効である、こういうことになると思つておるのですが、そこら辺はちよつとばやけておるようですが、有効な他の方法というものは、当面のところは簡単に私は見つからないと思つておる、そこら辺は大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(石田博英君) 政府といたしまして、先ほどから申しました通り、けい肺法におきまして、けい肺にまついての重要事項はけい肺審議会の議を経てこれを行うことになつておりますから、政府として、その結論が出ないものについては、政府自身が法律上その他のことについて、けい肺審議会と別個の行動を直接的にとることは困難でございます。しかし、それでは現実にはけい肺法の対象の年限からはずれた人たちに對して、人道上いろいろなこともあると思つておる、政府として準備はいたしておりますが、それはけい肺法に於いておる、政府としまして、今議案に提案されておる、その改正案についてでございますが、これは政府としていろいろ検討いたしておるところであります。まず第一に、財源等の問題、それからあるいは相当部分を民間に負担させなければならぬといふ問題、あるいはまた一時金と休業給付との関係、そのほかいろいろの問題点がなお残つておるのでありまして、このままの形で政府の意見を問われても、このままの形としては賛成をいたすわけにいきませんけれども、諸般の事情を考慮しつつ妥協的な案ができることは、私は政府の施策を推進いたします上においてもけっこうなことだと思つておる次第であります。

○山本経勝君 きょういただいた資料もありませんし、もう少し検討をしてまた御質問を申し上げたいと思つておる。ただ問題は、局長さんの方に一つお願いをしておきたいのは、症度のいふゆる進行状態ですね、主として問題になるのは、三症度から四症度への転換だと思つておる。これなどは、わからないうちで、実際に、三症度になれば勧告がなされるはずなんです。そうしますと、これは労使の意見を聞いていろいろ言われまうが、政府の方に出されておる報告に基づく一応検討をなさるならば、当然出てくると思つておる。それと、この間お願いしておいた資料の中にあるかもしれないが、死亡の状況、それから死亡後の家族の取扱い、生活の実態、こういうようなものをお願いしておるのですが、そういう資料を一応見せてもらつた上で、さらに御質問を申し上げたいと思つておる、私の質問はきょうはこれの程度にいたします。

○委員長(阿具根登君) ちょっと、私から質問するのは何ですが、今の山本君の質問に関連して聞いてみたいのですが、先ほどの局長の答弁では、平年度は四十三から五十五までと見て、十二年後のやつを平年度と見た、こういう御答弁がありました。山本委員の質問の中では、余命命令は十年だとおつておる、これはどういふわけですか。十年であつて、十二年後に平年度と見るといふのはどういふわけですか。

○政府委員(堀秀夫君) その点は、先ほど五十五年までと申し上げましたのは、転換給付でございます。それから療養給付につきましては、これは療養に必要な期間は、要するに、なくなられるまで療養を継続すると、このようになつております。そのような関係で、平年度が違つてくるわけでございます。

○委員長(阿具根登君) ちょっとわからないうちで、四十三から五十五まで、転換をしたというその余命命令は十年だと言つたならば、五十五で生かされぬ、年令を四十三にとつて、そして五十五年を平年度にとつたとおっしゃるけれども、説明の中で

は、四十三でかかった人は五十三ではもう死ななやならぬ、余命は十年しかないのだということを言っておられる。なぜ十二年後の処置をとらねばならないのか。極端にいえば、十二年後にはもう死んで、おられない人のやつまでどうして考えておかなければならぬのか、こういうことなんです、聞いているのは。

○政府委員(堀秀夫君) 転換給付につきましては、三症度の方について転換の勧告を行なつて転換を実施させる、そこで、三症度の発病率は平均四十三才でございます。それから、療養給付の方は、四症度の患者を見ておる。大体四症度のけい肺患者の発病率は四十八才、それから現行けい肺法による治療終了者は平均五十三才、そういうふうになっておりますので、その点から平年度が違つてくるわけでありま

す。

○委員長(阿具根登君) 私はそうだと思つたから聞いたのですが、そうすれば、労働者が考へておる普通の場合であつたならば、三十三年度は七十五人転換をされる、ところが、社会党が出している法案ならば、それにプラス五百人立てて五百七十五人が転換するのだ、こういうふうに出ておられる。そして転換しても、今言われたように言われるならば、三症度から四症度になるのは、転換しておつてさへも二年間で四症度に進行するという結論になつてくるわけなんです。そうするならば、転換しない五百人という人は、これはおそらく半年から三か月に四症度にならなければならぬ、こういう重大な問題になつてくる、これはどういうふうに御理解なさるか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、七十五人という予算措置を講じてありますのは、現行法のもとにおきまして、従来通りの形で転換の勧告を実施する、このような前提に立つてこのような予算措置を講じたわけでございます。もしこの改正法が実施されることになりましたら、その三症度の中で転換の対象となり得る患者の数は増加するものと考へられます。それを二割と見込みまして、以上のような数字にしたわけでございます。

○委員長(阿具根登君) その数字はわかるのですが、先ほども言われたように、転換をしても三症度から四症度になるまでは二年間かかっている。ところが、転換したい人はたくさんおられるけれども、給付が低くなるから転換できないといふことになってくれば、転換して、粉塵のない所で仕事をさせてさへも二年後は四症度になるという計算になつてくるから、現場におつたとするならば、おそらくこの人は直ちに四症度になつてくる、そしてこの人の寿命は十年間になつてしまふ、こういう人道的な問題があるのではございせんか。これが堀局長の説明によつて、はつきりなつてきたのではないかと、いうことを私は指摘しておるわけなんです。

○政府委員(堀秀夫君) これは御承知のごとく、第一型、第二型、第三型のけい肺の問題があるわけございまして、それに相当程度の結核が合併いたしましたものが四症度ということになりますわけでございます。それから純粹のけい肺の方も、その今までの合併の方を約九八%といたしますと、あと

二%くらいあるわけでございますが、大部分は、ただいま申し上げましたように、第一型、第二型、第三型に結核が合併して四症度となる、このようなことになるものと考へております。

○委員長(阿具根登君) それでは、けい肺があるから結核になつたと考へるに、肺になつたのか、結核があつたのか、それによつては考へ方もずいぶん違つてくると私は思ふのですが、その点、いかに考へになつておりますか。

○説明員(加藤光徳君) けい肺がありましたが、結核がけい肺と直接関係があるかといふことにつきましては、そうはつきりしたものはわからな

いと思ひます。多分けい肺がありま

る場合には、結核はかかりやすいであ

うことになれば、現在皆さんが考へて

おる七十五人の人、そのほかに五百人

の人たちが転換したいけれども、職

場をかえたいけれども、給料が下つて

生活ができないうちに、五百人の人は

初年度残つておる、そういう人たちは

そのために病状が非常に進行するのだ

といふことが当然言ひ得ると思ひます

ので、その点も研究を願つておきたい

と思ひます。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(阿具根登君) 次に、職業訓

練法案を議題といたします。質疑を願

六十三億でございます。

○片岡文重君 事業のアウトラインはわかりましたが、福祉事業団の本部の構成といいますか、事業団のこれは理事長でしたかね、大体幹部といひますか、本部の構成はどうなっておりますか。

○政府委員（渋谷直藏君） 理事長のほかに理事が四名、監事二名それから部局といひましては総務部、経理部、業務部、施設部それに特別事業部の五部で構成しております。

○片岡文重君 職員の数は大体どのくらいになるのですか。

○政府委員（渋谷直藏君） 六十二名でございます。

○片岡文重君 私の聞くとところでは、この労働福祉事業団の機構も、いわゆる理事長以下役員といひますか、幹部といひますか、そういう人の方が非常に多くて、実際に事務を取り扱い、仕事に携わっておる諸君の方が、つまり手足の方がむしろ少な過ぎるのではないかと、頭でっかちになっておつて、そのために運営が若干何といひますか、テンポをゆるめておるのではないかと、そういう点について労働大臣は何か聞いておられないかどうか。で、今の福祉事業団の構成なり、運営が所期した目的に従つて大体内満に進んでおられるかどうか、特にこの職業訓練法が成立をいたしましたれば、この事業福祉団も相当のやはり任務を負わされるもので、この点について特に大臣から御所見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣（石田博英君） 理事の定員その他は、ほかのこの種の団体に比べ

ると少いものと思つております。しかしながら、運営をやつております業務あるいは施設、そういうものは手薄を感じますので、特に今度のこの法律の通過とも関係がございますから、三十三年度からは若干増員する予定になつておるわけであります。

○片岡文重君 この法案で見ますと、総合職業訓練所から事業内訓練所に対して、施設の貸与あるいは指導員の派遣、資料の提供等々の援助を行うことになつております。しかし、現在の訓練所の実態からいって、こういうことがすぐにできるのかどうか、もしこれが早速にできるような状態にあるならば、むしろこの一般職業訓練所なり、あるいは総合職業訓練所において今のように門戸を狭めないで、むしろ自分自身がもっと門戸を開放して多数の希望者を採用していくようにした方がいいのではないかと、みずから門戸を閉ざしてその事業内訓練所に手を伸ばす、こういうことは一考を要することではないかと思ひますが、この点いかがですか。

○國務大臣（石田博英君） 正直に申しまして、ただいまの能力で事業内の訓練所に、この法文に規定しておるような援助はできません。しかし、この法案の通過と相待ちまして、中央職業訓練所の拡充をはかつて参りまして、将来そういう能力を付与せられた状態を考へて立法しておるわけでござい

ます。
〔委員長退席、理事山下義信君着席〕
それから今までの公共職業補導所、今度の公共職業訓練所、そういうものの門戸を広めていこうということは、

できるだけ施設を拡充いたしまして、御要望に沿うように措置したいと思ひ考へておるわけであります。今度も予算総額では、前年比約三割くらいの増額を見ておりますので、相当程度対象をふやしていけるのではないかと、思つておる次第であります。

○片岡文重君 御所見はわかりましたから、重ねてというのでもどうかと思ひますのでありますけれども、この施設を利用したいといひるのは、高校にも行かれない、まあ義務教育を終えるのが精一ぱいの子供等が、特に農漁村の子供に非常に多いわけです。これは労働省としても、十分実情を把握されておると思ひますから、むしろ私はできるだけ早く、できるだけ広く門戸を開放して、学資のない、あるいは早く就職をしなければならぬような青少年の救済といひますか、職業訓練に積極的な意欲を示していただきたいということを重ねてお願いしておきたいです。

その次にお伺いしたいのは、これはまあちよつと今すぐはどうしようということにはならぬけれども、前回の委員会でもちよつとお尋ねしましたように、たとえば東京都内などを見ましても、訓練所における職員といひのは、臨時とか、あるいは時間講師とかいふものが非常に多い。これはいろいろ経費の問題もありましようが、何といひても、こういう施設は経済界の景気、不景気に左右されることも大きいでしょうし、従つて、多数の職員を供給をもつてかかえておくということは一、休好況に恵まれて、こういう施設に入らなくてもほとんど義務教育を終え、あるいは高校卒業で就職できると、こういうようなことになつてくる

と、こういうような公共施設といふものは勢いさびれざるを得ない。そういう点、遠きおもんばかりをもつて、現在人件費といふものはなるべく拡大したり、固定的なものにしないような方針でやつていけるのではないかと、思われる節がないではない。特に都道府県で行なつておるところの補導所には、こういう傾向が顕著に見えるようです。こういうことでは身の入ったことはできないのですから、せつかくこの際本案を提出されて、青少年の職業訓練に熱意ある意欲を示されるならば、この指導に当られる指導職員の諸君に対して、そういう身分上の不安を与えないで、できる限り固定化して本職員として採用し、積極的にこの訓練に当らせようという方図を講ずべきではないかと思ひますが、この点についてはいかがですか。

○國務大臣（石田博英君） わが国の雇用と就業の関係、あるいは就業構造、産業構造から考えまして、職業訓練所の状態といふものが、今おつしやつたように、好況のために応募者がうんと減つてカンコドリが鳴くというやうなことは、当分考えられないと思ひますが、痛めておりますのは、応募者が定員の三倍も四倍もありまして、それを収容できないといふところに一番残念に思つております。それを何とかして増加させていきたい。もう一つは、勢いそういう状態でございまして、収容される人が、いわゆる年令の低い層が多い、しかし、実際就職といひますか、就業を希望する、あるいは必要とする人の中には、もっと年令層の高い人があるのですが、なかなか入りにく

い、こういう状態でありまして、これはもう将来にわたつて拡充の一途をたどるべきものだと思つております。一方、指導員の問題につきましまして、仰せのように、現在決いていい待遇ではありません。そればかりでなく、身分上の地位も不安定であります。従つて、いよいよ技術者を必要とし、訓練を必要とするときになればなるほど、指導員がむしろ引き抜かれていくという状態で、指導員の不足が非常に中心的な問題の一つになつておるわけでありまして。従つて、一方において指導員の養成に中央職業訓練所におきまして鋭意努力をいたしますとともに、その待遇及び身分上の安定についても確保をいたして参りたい、その目標は、指導員の質及び待遇ともに高等学校の教員程度にまで引き上げていきたい、こういうことを目標として努力をして参りたいと思つております。

○片岡文重君 十一條でしたか、この手当の問題について、前山下委員からもお尋ねがあつたやうであります。が、あの際には、具体的にどの程度の手当を一般の訓練生に支給するかという明示がたしかになかつたかと思ひますが、前回のときには、一般の者に出す手当の上に身体障害者の分はそうするのだと、こういうお話でありました。身体障害者の手当については、従来と大體変りはないのだと、こういうお話でありましたが、それでは一般の身体障害者以外の訓練生に対する手当はどのくらいのお考へになつておられるのか、また予算としてどの程度見込んでおられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣（石田博英君） これはこの

前にお答えを申し上げたのであります。が、身体障害者につきまして出します手当の性質は、その身体障害者であるということから通勤その他が困難でありまして、寄宿をしたりなにかしなけければならぬ事情があります。そういうハンディキャップを阻むという意味で五十円予算に計上いたしております。しかし、一般の人に対して出します手当の性質は、これは材料と申しますか、教材の購入費の補助とか、あるいは通勤費の補助、こういう意味を持ってゐるわけでありまして、従つて、その両者の性質には違いがございます。後者の、つまり一般の人に出す手当は、これは身体障害者にも及ぶべき性質の手当でございます。しかし、本法案を提出いたしますときは身体障害者だけを対象に考へておりましたのを、衆議院の修正によりまして、他に及ぶことになったわけでございます。他、他の一般の人にも及ぶべきものについて、本年度予算には計上いたしてないわけでありまして、これは明年度以降の問題になるわけでありまして、その金額はまだ決定はいたしておりませんけれども、ただいま申しましたような手当の性質の上から考へたいと、こう思つておる次第であります。

○片岡文重君 本法案提出後に衆議院において修正されたところであるからとおっしゃること、これはまさにおっしゃる通りです。しかし、一応衆議院において修正せられたものでありますから、当院においてこれはそのまま可決をされたいとすれば、当然これは予算措置を講じなければならぬはずだと思ふ。特に、この法律は六カ月以内に施行しなければならぬということに相

なつておるわけですから、従つて、当然年内にこの法による手当の支給というものは開始されることと思ふのですが、従つていつから支給するつもりなのか、それから支給するおつくりの当の性質については御説明よくわかりました。従つて、どの程度のものをしからば見込むのか、いつごろからいつごろからとなされることですか。それともかくとして、大よそのやはり見通しというものは、予算措置を講じなければならぬのですから、予備費から出すにしても何にしても、目安だけはおつけにならなければならぬと思ふのですが、その点。

○國務大臣(石田博英君) これは、この法律の十一條二項に、「手当を支給することができる」と、こうなつておりました。それで、この法律からの当然の義務ということは生じないわけでありまして、しかしながら、身体障害者については、すでに予算措置が講じてあるわけでありまして、これが一般に及ぼす分については、三十四年度において考慮したい、こういう考えで目標に持つておるわけでございますが、しかし、これはできる限り予算折衝その他をやらなければならぬと思いますが、これは現在修正された直後でありまして、直ちに本年度からということ、予算措置上はいたしたいと思ふことを御了承いただきたいと思ひます。

○片岡文重君 それでは、おそらく修正者の意見というご希望とは違ふのじやないかと思ふのですが。

○國務大臣(石田博英君) そういう点も十分議論をいたしまして修正を願つたわけでございます。

○片岡文重君 現在市町村で行なつておる職業訓練の実態等については十分調査はされておられると思ひますが、これは官房長からでけっこうですが、実態がもしおわかりなら、大ざっぱでけっこうです。

○政府委員(鎌谷直藏君) 現行法のもとにおきましては、公共職業訓練所とは、国または都道府県の責任において実施する、こういうことになつております。関係上、市町村で職業訓練、専門の職業訓練所を設置して実施している実例はございません。

○片岡文重君 その設置しておる現在の訓練所の実態等については、労働省としてはあまり調査されたことがないのですか。

○政府委員(鎌谷直藏君) ただいまお答え申し上げましたように、都道府県が責任をもつて実施いたします建前になつておりますので、市町村が専門の職業訓練所を設けている実例ではございません。

○片岡文重君 学校教育との重複を避け、かつ密接に行ななければならぬというところがこの法案にはあるのです。が、また、このために学校教育法の一部改正も行われるという予定のようでありましたが、聞くところによると、学校教育法の一部改正は、本法案に關

係する部分ではないが、ほかの問題から、今国会における成立ははなはだ見通しが暗いように聞いておるのです。が、もしそうなりますと、学校教育法の一部改正ができませんと、せっかくここで勤労青少年のために設けられたこの条文は死文にひとしくなり、空文になるおそれがあるのですが、この場合、この学校教育法の一部改正が行われず、具体的に申し上げれば、定時制高校生がこの職業訓練所に通つておるといふような場合の単位等の措置をどういふふうに救済をされるおつもりになるのか、どういふふうに善処されるか、御所見のほどを伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(石田博英君) まだ目にちもあることでございますから、成立を望むのであります。望むのでございまして、万一不成立等の場合がございしても、文部省では引き続き特別国会に再提出する態度を明らかにしておるわけでございます。それからその法律によつて救済せられる事実上の措置を必要とする時期は、先般もお答えを申し上げたのであります。が、かなりあとになりますので、これは事実上の措置として救済されるものと考えておるわけでございます。

○片岡文重君 かなりあとになりますけれども、しかし、この法案が成立すれば六カ月以内に実施しなければならぬし、どつちにしても年内にはやらなければならぬということですから、やはり年内に実施できるような措置を講じていただきますと、現に在所中の不安も解消しなければならぬので、お急ぎいただきたいと思ふのですが、

今問題になつておるのは定時制高校の諸君だけということになつておるのですけれども、通信教育によつて勉強をしておられる青少年諸君の救済はどういうことになりましょうか。

○國務大臣(石田博英君) これは私からお答えを申し上げる筋ではないかとも思ひますけれども、文部省としては、将来の問題として善処をしたいということを先般の委員会においても明言をせられておりますし、労働省としても、そういう措置をとつていただきたいと存じております。それから学校教育法の一部改正は、六カ月ございましてこれは間に合うものということ、一応私どもは確信をいたしております。しかし、万一そうでない場合においても、という意味において申し上げたのでございまして、先ほどの御答弁は、

○片岡文重君 従来、労働組合で行なつております職業訓練所に対しまして、政府は特別の補助はしておらなかつたというように、たしか御答弁になつたと思ふのですが、将来職業訓練所を持つような労働組合というものは、そうふえていくことでもないですし、特に公共職業訓練所なるものが充実もし、門戸を開放して、開放というよりもむしろ広げていけば、ますますそういう点については、そういう点といたうのは、労働組合等が職業訓練所を持つようなことはあるまいと思ふ。ただ、しかし、たとえば、今土建総連のやつておるような訓練所のごとき、これは全く特殊なものであり、特に零細な諸君が申し合つてやつておるような事業ですから、こういうことについては、やはり政府としてできる限りの援助は

してもよろしいのではないか、こう思うのですが、その点について御所見はいかがでしょう。

○国務大臣（石田博英君） 具体的に土建総連のやっております職業訓練でございますが、これは労働組合がやっておりますという建前で補助はいたしております。しかしながら、企業連合体がやっております、今までの基準法による企業内の技能者養成という建前でやっておりますという解釈のもとにこれについては補助をいたしておるわけでございします。従って、本法案についても同様措置をとって参るつもりでございます。

○理事（山下義信君） ちょっと速記をとめて。

（速記中止）

○理事（山下義信君） 速記を起して。

○片岡文重君 条文ははつきりしませんがね。この修正をされた十二条を見ますと、労働省令の定めるところによって労働大臣の認可を受けたときは、市町村やあるいは法人である労働組合その他の管轄を目的としない法人が行うところの職業訓練所において職業訓練を受けた場合は、これは公共職業訓練とみなす、こういうことになっております。ところが、訓練を受けることについては公共職業訓練とみなすけれども、その市町村等の行う職業訓練所については、これは公共職業訓練所とはみなさない。従って、補助も与えない。こういう建前にこの法律ではなると私は理解するのですが、この点はどうなんでしょう。

○政府委員（渋谷直藏君） この第十二条は、衆議院の修正で入りました条文でございますが、先生の御指摘の通り

でございます。市町村、それから民法第三十四条の規定による法人、それから法人である労働組合、このようなものが職業訓練を行う場合においては、この法律の適用については公共職業訓練とみなすということでございます。つまり、国または都道府県に準じた公共性を認めようというのが第十二条の第一項の精神ではないかと思うのでございします。それで、経費の補助の点につきましては、この条文については何らの修正もなされておりませんので、この十二条第一項の該当するものにつきましましては国からあるいは都道府県からの補助金は出されぬ。こういうふうになるかと思ひます。

○片岡文重君 これは衆議院で修正をされてきたのですから、労働省として

は関知せずということにもなりましようし、やむを得ないのだということにもなるかと思ひますが、しかし、この新しく加えられた十二条によって、その訓練生の訓練を公共職業訓練とみなすということになるならば、その施設に対する補助はやはり同時に考えらるべきであつて、製品だけが認定をされて、その施設が認定をされない。こういうことでは私は逆だろつと思ひます。施設は認定されるけれども、その製品は認定されたいということであるならば、また理屈のつけようもあると思うのであります。製品は認定するけれども、施設はいかんぞということではおかしいと思ひますが、これは何らかの行政措置等によつてこの不備な点を労働省としては補うような方法はできませんのでしようか。

○政府委員（渋谷直藏君） この第十二条で規定されました市町村とか、あるいは法人であり労働組合等が公共的な目的をもつて職業訓練を行うという自体はもとより望ましいことではございます。私どももいたしましては、こういう施設に對しては補助をいたしたいと思ひます。しかしながら、何れ経費の面でもめんどろを見ていくところでございます。しかしながら、何れ分予算を伴う問題でございますので、特にこの第十二条は政府提案には入っておりません。従つて、この条については、これは将来の問題として善処して参りたい、こういうふうな考へております。

○片岡文重君 将来の問題として善処して下さる御意思があるようですか、それは一つ大いに善処していただくことに御期待を申し上げます。

それから、職業訓練審議会の構成について二、三お伺ひしたいのですが、これも原案に衆議院において相当手が加えられたようでございます。そうして、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命するところの委員だけであつたものを、「関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者」そして「学識経験のある者」この三者構成にとどめられておつたならば、別にお尋ねをする必要もなかつたのですが、さらに特別委員というものを設けることに修正がされておるようであります。これも衆議院で直したのだからということであれば、また何をか言わんやということですが、この特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命することになっております。これは、「関係行政機関の職員」ということであれば、この審議会には関係のある限

り当然これは、出席を義務づけられなくとも出席をして諮問をする事項について意見を述べ、関係委員の質問に答へることは、この条文によつて義務づけられなくとも私は当然に得ることであるから、またすべきことであるから、むしろこの審議会の正委員として加へることが好ましくないと。たとえ議決に加へることができなくとも、この審議会に加へることは私は好ましくないと申すのであります。特にこの審議会が諮問に應ずることがやはり第一義の仕事でしようから、場合によれば自分の作つた案を自分に諮問するという結果にも特別委員の立場からすればなりかねないわけですから、従つて、これを政府としてはむしろ辞退すべきではないかと私は思ふのです。

それからいま一つは、機関の性格もありませんけれども、この職業訓練法案の原案作成に當つて、聞くところによれば、各省間において必ずしも終始意見の相違なしにスムーズにこの原案がまとまつたとは聞いておらない。やはり各省間にいろいろ意見の相違があつて、ようやくこまできたのだというところも、真偽のほどはわかりませんが、漏れ承わつております。そういう情勢ですから、かりにこの審議会を持つて特別委員として参加させるといふようなことになつて、各省から関係の委員が同時に出席をされて、この審議会が激論を戦わすといふことになれば、むしろ審議をはばむようなことがあつても、その利益になることばかりではないのではないかというようにも考えられます。この点政府としてはどういふつもりでこれを受け入れられたのか、

御意見を伺ひたい。

○政府委員（渋谷直藏君） この関係行政機関の職員を特別委員に入れるかどうかという点につきましては、種々御意見がございまして、折衝の問題点になつたようでございます。ただ、私どもは原案におきまして、関係の行政機関の職員は、その代表としてこの審議会に入つてもらうことが望ましいといふふうな考へておつたのでございまして、たとえばILOから職業訓練に関する勧告が出ておるわけでございしますが、その勧告の中にも第十四項でございします。この職業訓練審議会の構成については権限のある行政機関といふものを劈頭に書いてございします。それでございしますから、諸外閣の例を見ても、職業訓練の審議会には権限のある関係行政機関の代表が入るということがやはり望ましいとされておるのでございまして、それからわが同の行政運営の事情から申しましても、特に職業訓練のように文部省あるいは通産省といふ省との間には、非常に密接不可分の関係がございまして、これらの省との円滑な協力がなければ、職業訓練が総合的に進行していくということはとうてい期待できない実情でございします。そういう意味から申しましても、私どもは関係行政機関の代表者がこの審議会の中に入つて、十分御意見を吐いていただくということが望ましい、こういうふうな考へておるのでございします。

○片岡文重君 御所見は一応ごもっとものようですがね。

（理事山下義信君退席、委員長着席）

この審議会において関係行政機関に建

議をするような場合のみであるならば、これはおっしゃるようなことも言えないことではないと思うのです。ところが、この審議会は建議することよりも、労働大臣の諮問に応じてこの職業訓練計画なり、職業訓練の基準その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項を調査審議し、ということになっております。おそらくこれが主であつて、みづから発動して建議することというものは、おそらく異例のことになるかと思うのです。ということになる

これを招致することができると思うのです。もしできないというのなら、この政令等でこまかい問題は定めるのでしようから、そこで十分これをうたつておきたいと思う。そういうことにすれば、わざわざこの関係行政機関の職員というものをこの審議会の特別委員にすることはむしろ害はあつてもさしたる益はないのじやないかと思ふのです。それで、衆議院で修正はされておりますけれども、政府の意見としては私はむしろこれは政府みずから立場からいって、関係行政機関の方から自由な立場においてものが言えるのではないかと思うのですが、重ねて御意見を伺いたい。

○政府委員(渡谷直藏君) 中央職業訓練審議会に諮問するのは労働大臣でございます。この審議会としてはおそれらく労働大臣の諮問を受けてその答申に當るといふことが職責の主たることになつてゐると思ひます。従ひまして労働省の私どもは、これは労働大臣の下でございまして当然この審議会と一緒にございましていろいろな問題を検討するわけでございまして、労働省の職員が審議会に参加するかどうかということとは実質的に大した意味は持たないと思ひます。ただ私どもがここで考えておりますのは、先ほど申し上げておきましたように、この行政を推進していくために密接不可分の行政官庁、たとえば文部省あるいは通産省あるいは厚生省といったような行政機関の密接な協力が必要ならば円滑な職業訓練行政というものは動いていかない。そういう意味において先生も御指摘のように、実際問題として関係の職員を、この審議会に來てもらつて意見を聞けばいいではないかという御説もございましてけれども、私はただいま申し上げたような実情からいまして、むしろ正式な委員として参画して、これで、忌憚のない意見をそこで述べていただくというところが、この行政を積極的に伸ばすためにむしろ有益ではないかというふうに考へておる次第でございまして。

○片岡文重君 この問題については御説明の点は私も私には了解できませんけれども、あとは議論になりますから御所見として承つておきます。これはちよつと質問がこの前あつたかと思ふのですが、各種学校に通學しておる生徒、こういう子供たちが訓練所に入つたという場合には、重複する科目、たとえばその単位も、正規の単位があるという場合には、この定時制高校と同じように考えられるかどうか。この各種学校の場合にはどういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(渡谷直藏君) 各種学校は御承知のように、学校教育法の規定によりまして、学校教育とは別個の体系に属しておるわけでございまして、従つてこの各種学校を卒業しても特別の資格というものは与へられない。それに關連してか、文部省のこれに対するコントロールも比較的ゆるいようにできているように考へております。従ひまして私どもはこの職業訓練との提携の問題、あるいは重複排除の問題を考へるに當りまして、学校教育法による正式な学校教育との關連なりその二重負担の排除の問題は文部省としばしば話し合つたのでございまして、各種学校につきましてはそういう問題は起きないのではないかというふうに考へまして、この本法案からは排除しております。

○委員長(阿具根登君) 他に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと思へます。

それでは、これより討論に入りませう。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

なお、修正意見等おありの方は、討論中にお述べを願ひます。

○片岡文重君 私は、日本社会党を代表いたしまして、本法案に賛成をいたします。

ただし、この法案につきまして拝見をいたしました、青少年労働者の就職のために、將來有効な職業訓練を施すために當つたとされることは、十分察知できるのですが、さらにせつかくこういふところに関心を持たれたのですから、一そう積極的に御配慮いただきたい、設備の拡充、特に指導職員の待遇の改善、施設の充実に力を入れ、せつかくこの施設を利用せんとする青少年諸君が施設を利用するために利用できないというやうなことがないやうに可及的すみやかにこの施設の拡充をはかつていただきたいということ。それから事業内訓練等における援助にいたしまして、現行の公共職業訓練の施設、陣容等においては、はなはだ困難であり、法文にうたうだけではその実は上りませんから、これもまた名

實ともに本法が有効に実施されるやうに御配慮をいただきたいと思ふのであります。特に青少年労働者にとつて痛手となることは、このやうな施設を利用しようとする諸君の大多数が義務教育もやうやうにして終るというやうな諸君が多いのでありまして、しかも向學の志厚い子供たちが多く、かつまた狭きこの門を排除して入つてくるほどの力を持つておるんですから、当然訓練を受けつつ定時制高校あるいは通信教育等によつて、將來のために進學を準備するということも考えられるところでありまして、労働省の所管ではないと言ひながら、政府のもとにあつて連絡を密にし、十分に意思の疎通をはかるならば、これら青少年の救済は当然私はなし得るものと考へますので、学校教育法の改正等、所要の手續を早急になされるやうに特にお願ひを申し上げる次第であります。

それで、賛成の討論を終るに當りまして、一つ二つ希望を申し上げたいのは、市町村等の行方施設等についての補助等については、なお積極的にやつていただきたいということ、それから、先ほど申し上げました、青少年の勤勞しつつ学ぶというこのけなげな志を十分生かすことのできるやうに御配慮をいただきたいということを、特につけ加えておきたいと思ふのであります。

この際、私は付帯決議を本法案の成立に當つてつけていただくやうにお願いをいたしたいのであります。で、付帯決議の案を一読読み上げてみます。

付帯決議案

職業訓練の振興を図るためには、学校教育との重複を避けることも

に、密接な関連のもとに行うことが肝要である。特に職業訓練をうける青少年勤労者の学校教育との二重負担を軽減することが必要である。

よって政府は速かに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

以上であります。委員長において適宜お取り計らいをお願いいたします。

○委員長(阿具根登君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより職業訓練法案について採決いたします。本案を原案通り可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿具根登君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました、片岡君提出の付帯決議案を議題といたします。片岡君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿具根登君) 全会一致と認めます。よって、片岡君提出の付帯決議案は、全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他の手続等につきましては、委員長

に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次、御署名をお願いします。

多数意見者署名

木島 虎藏 山下 義信
勝俣 稔 山本 經勝
谷口 弥三郎 片岡 文重
有馬 英二 藤田 藤太郎
寺本 廣作 松澤 靖介
斎藤 昇 塩見 俊二
柏竹 春彦

○委員長(阿具根登君) 本日は、これをもって散会いたします。

午後四時五十八分散会

四月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、健康保険法の一部を改正する法律案(衆)

健康保険法の一部を改正する法律案

健康保険法の一部を改正する法律

健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十条ノ三に次の一項を加える。

国庫ハ第七十条ニ規定スル費用ノ外予算ノ範圍内ニ於テ健康保険組合ノ管掌スル健康保険事業ノ執行ニ要スル費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

附則

この法律は、公布の日から施行する。